

# 第3次 一般廃棄物処理基本計画

(令和6年度～令和15年度)

自然と文化が調和した

幸せ創造都市 南アルプス

～魅力ある地域資源を活かした 自立のまち～



南アルプス市

令和6年3月

# 一般廃棄物処理基本計画 目次

## 第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の経緯 . . . . . 1
2. 計画の位置づけ . . . . . 1
3. 計画の期間と計画区域 . . . . . 3
4. 前計画の総括
  - (1) 前計画の概要 . . . . . 4
  - (2) 前計画の期間中に実施した施策 . . . . . 4
  - (3) 基本計画の達成状況 . . . . . 4

## 第2章 南アルプス市の概況

1. 位置・地勢・面積
  - (1) 位置・地勢 . . . . . 5
  - (2) 土地利用 . . . . . 6
2. 人口・世帯の推移
  - (1) 地区別人口の推移 . . . . . 7
  - (2) 年齢別人口の推移 . . . . . 8
  - (3) 世帯数の推移 . . . . . 9
3. 産業の動向 . . . . . 10
4. 将来人口の推計 . . . . . 10

## 第3章 ごみ処理の現状と課題

1. ごみ処理の現状
  - (1) ごみの分別・収集 . . . . . 11
  - (2) ごみの処理体制 . . . . . 12
  - (3) ごみ処理施設の概要 . . . . . 13
  - (4) 生活系ごみと事業系ごみの排出量 . . . . . 14
  - (5) ごみ種類別の排出量 . . . . . 15
  - (6) 1人1日当たりの生活系ごみの排出量 . . . . . 16
  - (7) ごみの分析 . . . . . 17
  - (8) ごみの再生利用 . . . . . 19
  - (9) 最終処分 . . . . . 20
  - (10) ごみ処理経費 . . . . . 21

2. 計画の課題と評価	
(1) 排出量	2 2
(2) 再生利用率	2 2
(3) 最終処分量	2 2

#### 第4章 ごみ処理基本計画

1. 基本方針	
(1) 循環型社会の形成の推進	2 3
(2) 環境に配慮した社会の形成に向けた総合的な取り組みの推進	2 3
(3) 市民・事業者・市の連携や三者が一体化した施策の推進	2 3
2. ごみ・資源物の将来予測	
(1) ごみ排出量の推計	2 4
(2) 再生利用率の推計	2 7
(3) 最終処分量の推計	2 7
3. 計画の目標設定	
(1) ごみ減量の目標値	2 9
(2) ごみ排出量の目標設定	3 0
(3) 再生利用率の目標設定	3 2
(4) 最終処分量の目標設定	3 3
4. 目標達成のための具体的な取り組み	
(1) 循環型社会の形成の推進	3 4
(2) 環境に配慮した社会の形成に向けた総合的な取り組みの推進	3 6
(3) 市民・事業者・市の連携や三者が一体化した施策の推進	3 7
5. ごみ処理体制の整備に関する取り組み	
(1) 既存施設の現状	3 9
(2) ごみ処理の広域化	3 9
(3) 新ごみ処理施設の整備	3 9
(4) 資源回収施設	3 9
6. 災害廃棄物対策	4 0

#### 第5章 生活排水対策の現状と課題

1. 生活排水対策の現状	
(1) 生活排水処理の状況	4 1
(2) 生活排水クリーン処理率の推移	4 2
(3) し尿・汚泥搬入量の推移	4 4
(4) 生活排水の処理主体	4 4

(5) 生活排水処理の体系	45
2. 計画の課題と評価	
(1) 生活排水に係る問題点	47
(2) 生活排水処理施設整備の推進	47
第6章 生活排水処理基本計画	
1. 基本方針	48
2. 計画の目標設定	
(1) 処理形態別人口の予測	49
(2) 生活排水クリーン処理率の予測	50
(3) し尿・汚泥処理量の予測	51
3. 目標設定のための具体的な取り組み	
(1) 生活雑排水の汚染負荷削減	52
(2) 環境教育の推進	52
第7章 計画の進行	
1. 計画の進行管理	53

# 第1章 計画の基本的事項

## 1. 計画策定の経緯

南アルプス市では、平成26年2月に一般廃棄物処理基本計画（第2次）を策定し、「更なる循環型社会の構築」、「低炭素社会の構築に向けた総合的な取り組みの推進」、「市民・事業者・市の連携や三者が一体化した施策の推進」という3つの基本方針を定め、ごみの減量化やリサイクルに係る様々な施策を実施してきました。

この計画は、廃棄物の減量目標を掲げ、その目標を達成していくため、市民・事業者・行政の各主体が実施・検討すべき行動目標を定め、廃棄物などの削減に向けた取り組みを強化していくこととしたものです。

私たちの日常生活や事業活動において、ごみの排出は避けて通ることはできませんが、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄を伴った社会経済システムは、天然資源の枯渇や温室効果ガスの発生による地球温暖化の進行など、地球環境に大きな環境負荷を与え、深刻な状況を招いています。

問題解決のためには、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）を徹底する従来の3R運動に加え、リフューズ（発生回避）やリニューアブル（再生可能資源への代替）の推進、食品ロスの削減など、私たち一人ひとりがライフスタイルを変革することにより、持続可能な循環型社会を作り上げていくことが喫緊の課題であります。

このため本計画は、前計画に引き続き、廃棄物の削減、循環的利用及び適正処理の推進などの廃棄物対策を総合的かつ計画的に推進していくために策定するものです。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、「南アルプス市総合計画（第2次）」及び「南アルプス市環境基本計画（第2次）」を上位計画とする部門別の計画として、また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づく一般廃棄物処理計画として、位置づけられ、本市の一般廃棄物の処理に係る基本的な考え方や方向性について定めるものです。

「南アルプス市一般廃棄物処理基本計画（第3次）」は「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」により構成されています。

図 1 - 1 南アルプス市における施策体系

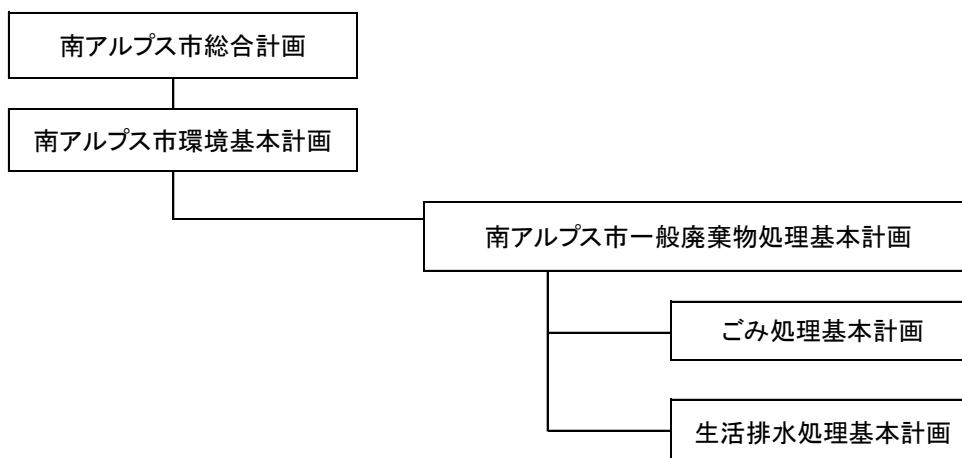
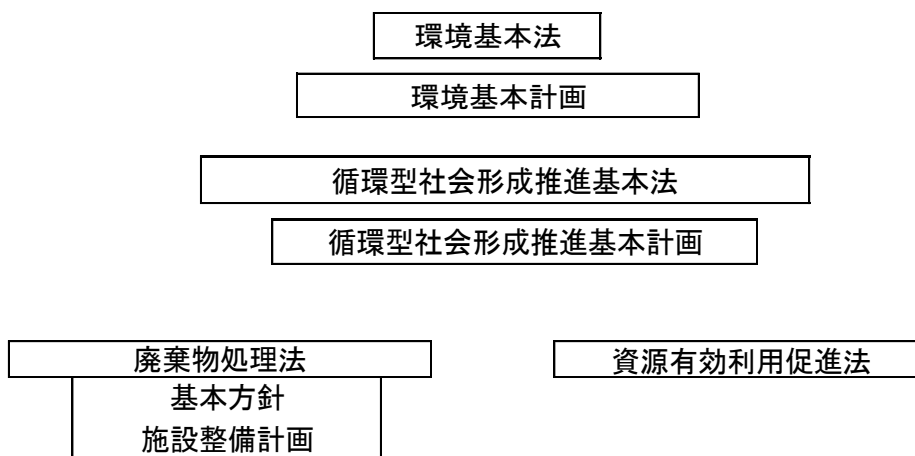


図 1 - 2 循環型社会形成のための法体系



個別リサイクル法				
容器包装 リサイクル法	家電 リサイクル法	小型家電 リサイクル法	建設 リサイクル法	自動車 リサイクル法
食品リサイクル法		食品ロス削減推進法		プラスチック資源循環促進法

### 3. 計画の期間と計画区域

本計画は長期的な展望に立った計画であることから計画期間は、令和6年度から令和15年度までの10年間とします。

なお、計画の内容については、5年を目途に見直しの検討を行うものとします。

本計画の計画区域は、本市の全域とします。

## 4. 前計画の総括

### (1) 前計画の概要

前計画は、その期間を平成26年度から令和5年度までの10年間とし、以下のとおり3つの基本方針を掲げて施策の基本的な方向を示しました。

- ア 更なる循環型社会の構築
- イ 低炭素化社会の構築に向けた総合的な取組みの推進
- ウ 市民・事業者・市の連携や三者が一体化した施策の推進

### (2) 前計画の期間中に実施した施策

- ① リサイクル推進事業の推進
- ② 資源回収センターの運営
- ③ ごみ出しルールの周知  
(ごみ収集カレンダー、分別マニュアルを5カ国語により作成)
- ④ 環境美化活動の推進
- ⑤ 生ごみの減量化の推進  
(電動生ごみ処理機購入費の一部補助・ぼかしの配布)
- ⑥ 不法投棄防止対策の推進、中北地域廃棄物対策連絡協議会への参画

### (3) 基本計画の達成状況

前計画では、2つの減量目標を設定しました。

#### **生活系ごみ(可燃ごみ+不燃ごみ+粗大ごみ) 減量目標**

1人1日当たりの排出量→平成24年度実績量：520g/人・日から10%削減。

#### **事業系ごみ(可燃ごみ+不燃ごみ+粗大ごみ) 減量目標**

1人1日当たりの排出量→平成20年度実績量：141g/人・日を維持。

表1-1 前計画のごみ排出量の減量目標(1人1日当たり)

	H20年度	H24年度	R5年度	R5年度	達成
	実績	実績	目標	推計	
生活系ごみ		520g	468g	※595g	×
事業系ごみ	141g		141g	※136g	○

※R5年実績値は年度途中のため、令和4年度実績を基に推計しました。

減量目標の達成状況を見ると、生活系ごみが目標に到達できなかったことから、特に対策を進めていく必要があります。



## 第2章 南アルプス市の概況

### 1. 位置・地勢・面積

#### (1) 位置・地勢

本市は、山梨県の西側、南アルプス山麓に位置し、美しい自然に囲まれた地域です。

総面積 264.14 km<sup>2</sup>、山梨県の面積の約 5.9% を占め、人口は 71,434 人（令和 5 年 4 月 1 日現在）です。南アルプスの主峰北岳を頂点とした東西に細長い形で、冬は寒さが厳しく、夏は気温が高いという盆地特有の内陸性気候です。

富士川で舟運が行われていた頃には、信州へ至る交通の要衝として栄えていました。御勅使川扇状地やそれに続く低地では果樹栽培が盛んに営まれ、春から秋にかけてたくさんのフルーツが実る果樹園は、この地域を代表する景色となっています。

平坦部は、八田、白根、若草、櫛形、甲西の 5 地区から形成され、市街地は、主として県道 42 号線（旧国道 52 号線）沿いに広がっています。

また、国道 52 号線（通称 甲西バイパス）の開通、中部横断自動車道の供用開始により、東海地方からの交通が便利になり、工場・大規模小売店の進出が予定されています。

一方、山間部は市の西部を占める芦安地区及び白根・櫛形地区の一部からなっています。特に国内第 2 位の標高 3,193m の北岳を筆頭に、間ノ岳、仙丈ヶ岳など南アルプス（赤石山脈）の 3,000m 級の高峰、名峰が連なっています。

## (2) 土地利用

本市の土地利用状況は表 2-1 及び図 2-1 のとおりです。

森林の割合が 73.2%と最も多く、次いで農用地が 12.4%、宅地 6.2%となっています。

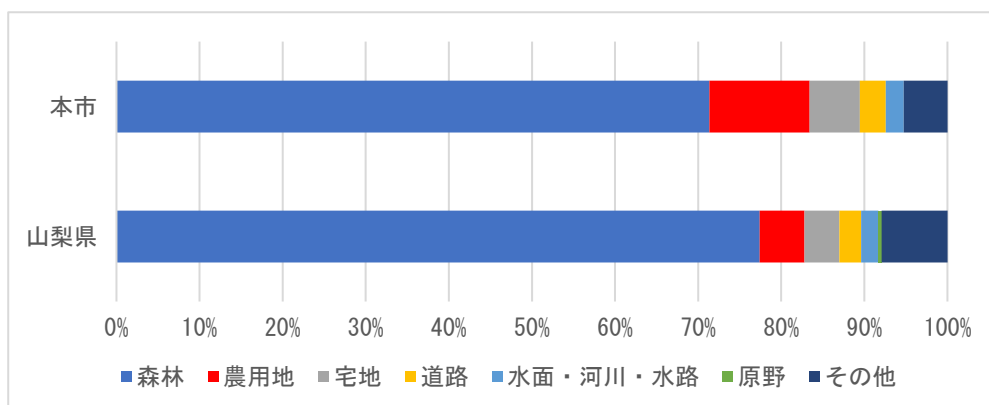
山梨県全体と比較すると、森林割合はやや少なく、農用地、宅地の占める割合が高くなっています。

表 2-1 土地利用状況 (%)

	森林	農用地	宅地	道路	水面・河川・水路	原野	その他
本市	73.2	12.4	6.2	3.2	2.2	0.0	5.4
山梨県	77.4	5.4	4.2	2.6	2.1	0.4	7.9

出典：南アルプス市環境基本計画

図 2-1 土地利用状況 (%)



## 2. 人口・世帯の推移

### (1) 地区別人口の推移

本市の人口は表 2-2、図 2-2 及び図 2-3 のとおりです。  
平成 2 年から増加傾向でしたが、直近のデータでは減少しています。

表 2-2 各地区の人口推移 (人)

	八田	白根	芦安	若草	榑形	甲西	全体
H 2 年	6,158	17,156	552	9,223	17,435	11,827	62,351
H 7 年	6,694	18,707	611	10,326	18,375	12,791	67,504
H12 年	7,016	19,247	613	11,105	18,920	13,215	70,116
H17 年	7,295	19,757	470	11,831	19,385	13,317	72,055
H22 年	7,491	19,930	397	12,559	19,453	12,805	72,635
H27 年	7,204	19,905	344	13,109	19,135	12,894	72,591
R 2 年	7,065	19,484	258	13,378	18,718	12,481	71,384

出典：国勢調査、南アルプス市行政資料

図 2-2 各地区の人口推移 (人)

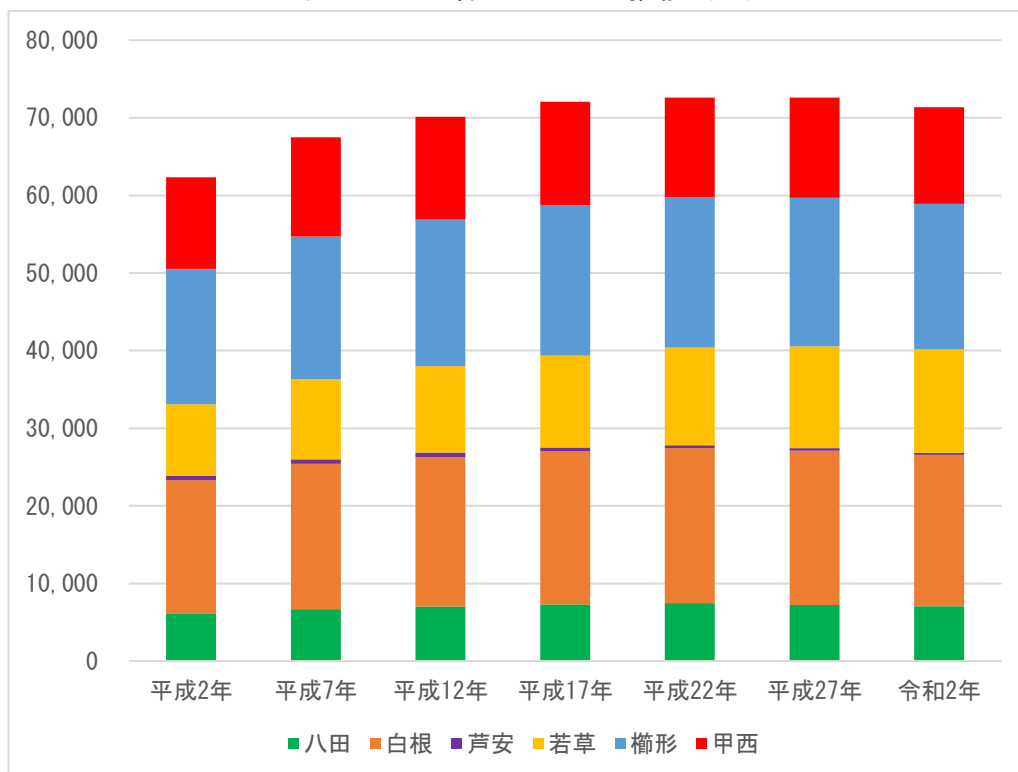
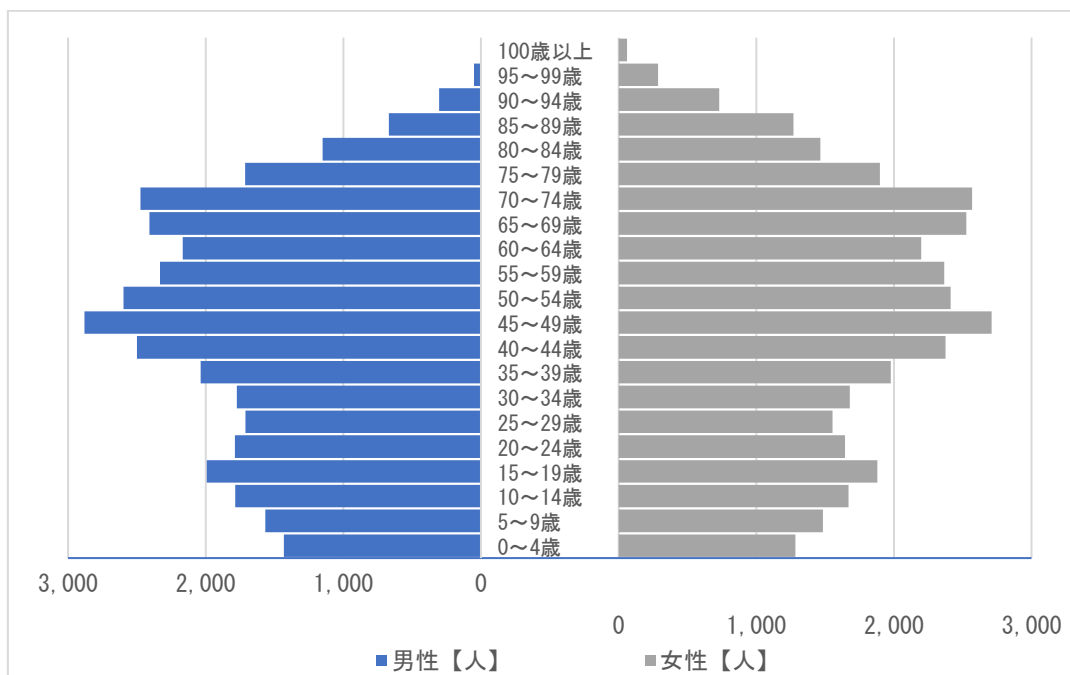


図 2-3 人口ピラミッドの図



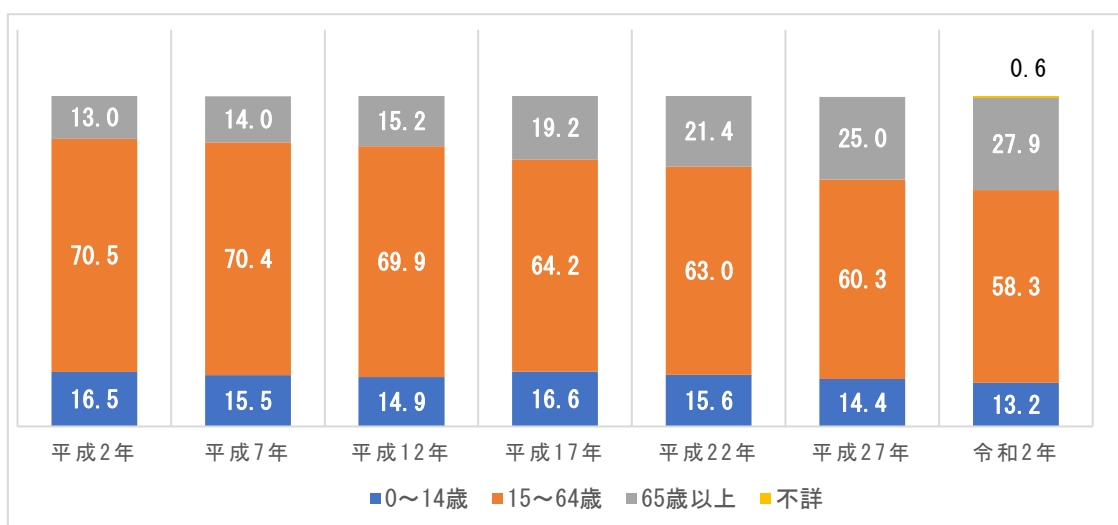
出典：南アルプス市行政資料（令和 2 年）

(2) 年齢別人口の推移

年齢別の人口割合は図 2-4 のとおりです。

65 歳以上の人口は増加傾向にあり、令和 2 年には 27.9% となっています。一方で、0~14 歳の年少人口の割合は 13.2% まで減少しており少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

図 2-4 3 区分別人口割合 (%)



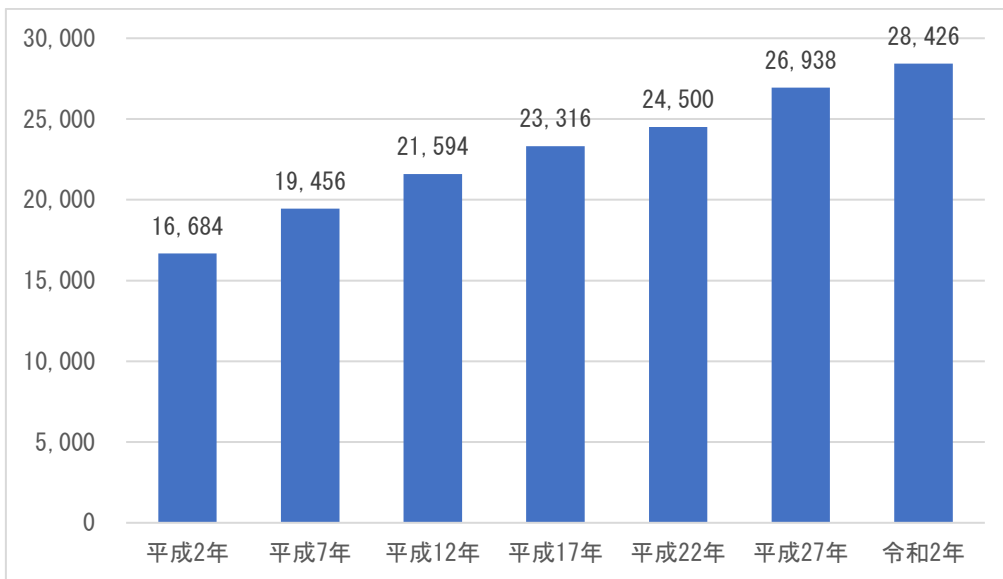
出典：国勢調査、南アルプス市行政資料

### (3) 世帯数の推移

本市の世帯数は図 2-5 及び図 2-6 のとおりです。

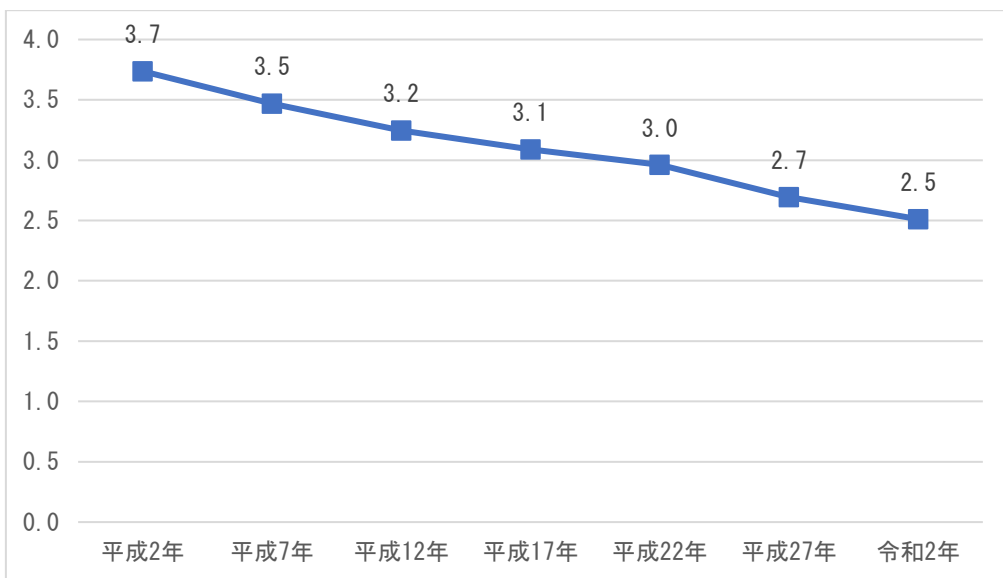
年々増加傾向にありますが、一世帯当たりの人員数は減少しています。これは、核家族化の進行とともに、高齢者の単身世帯の増加及び少子化といった社会的状況が進行していることがうかがえます。

図 2-5 世帯数の推移



出典：国勢調査、南アルプス市行政資料

図 2-6 人／世帯の推移



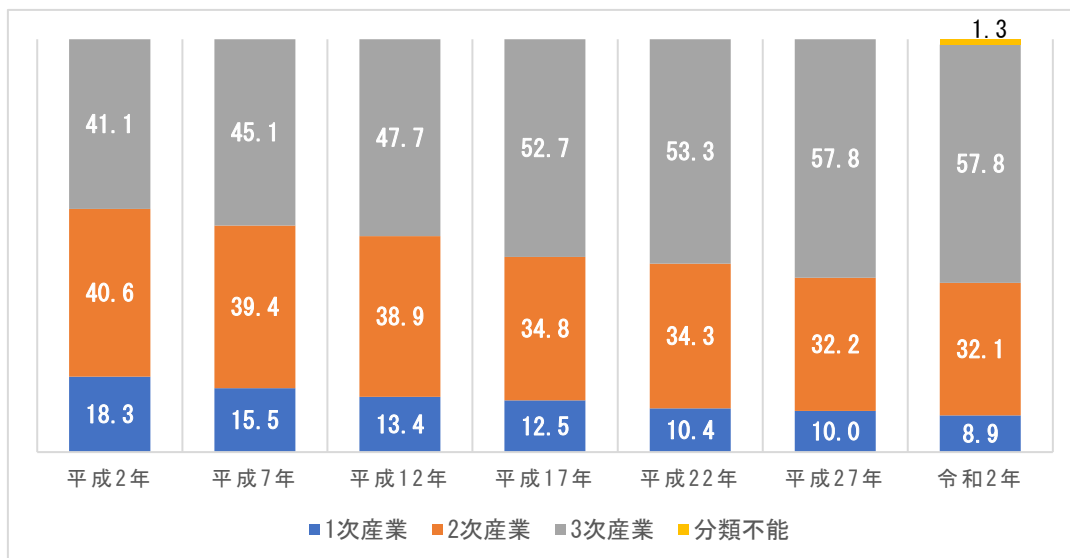
出典：国勢調査、南アルプス市行政資料

### 3. 産業の動向

本市の産業別就業人口は図 2-7 のとおりです。

産業別就業人口は、第 3 次産業が増加する一方、第 1 次産業及び第 2 次産業は減少しています。

図 2-7 産業の推移 (%)



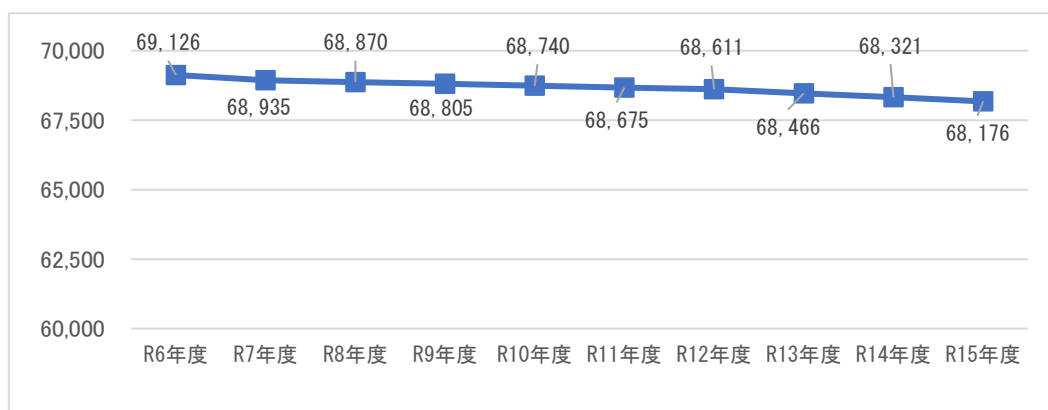
出典：国勢調査

### 4. 将来の人口の推計

本計画における令和 6 年度以降の将来人口は図 2-8 のとおりです。

「南アルプス市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」の将来展望人口を基に設定しました。

図 2-8 将来の人口の推計 (人)



## 第3章 ごみ処理の現状と課題

### 1. ごみ処理の現状

#### (1) ごみの分別・収集

主な生活系ごみの分別・収集方法は表3-1のとおりです。

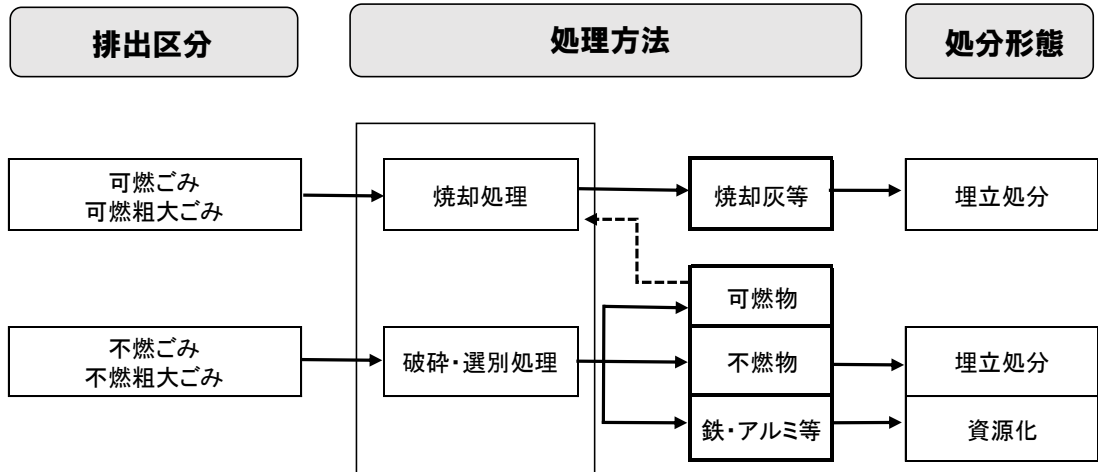
表3-1 主な生活系ごみの分別方法

品目	内容	場所
可燃ごみ	汚れた紙類、汚れた布類、生ごみなど	地区収集
不燃ごみ	陶器類、鏡、ガラス製食器、割れた蛍光灯など	地区収集、資源回収センター
粗大ごみ	家具類、寝具類、自転車、大型プラスチック類など	資源回収センター
かん	アルミ缶、スチール缶	地区収集、資源回収センター
びん	無色(透明)、茶色、その他色	地区収集、資源回収センター
ペットボトル	キャップ、ラベルを外した物	地区収集、資源回収センター
その他プラ	包装パック、白色トレイなど	地区収集、資源回収センター
古紙類	新聞紙、広告、雑誌、ダンボール、紙パック、その他紙	地区収集、資源回収センター
有料ごみ	タイヤ、マッサージチェア、刈払機(エンジン式)、大型楽器、 温水器、浴槽、スプリングマットレス、ソファ(スプリング入り)	資源回収センター
ライター	ガス抜きは不要	市庁舎、資源回収センター
スプレー缶	穴開けは不要	市庁舎、資源回収センター
蛍光灯	割れていない物	市庁舎、資源回収センター
電池	乾電池、小型充電式電池、ボタン電池など	市庁舎、資源回収センター
小型家電	電子レンジ、掃除機、扇風機、ラジカセなど	資源回収センター
古着	汚れていない物	市庁舎
廃食用油	てんぷら油、ごま油、オリーブオイルなどの食用の油	市庁舎、資源回収センター

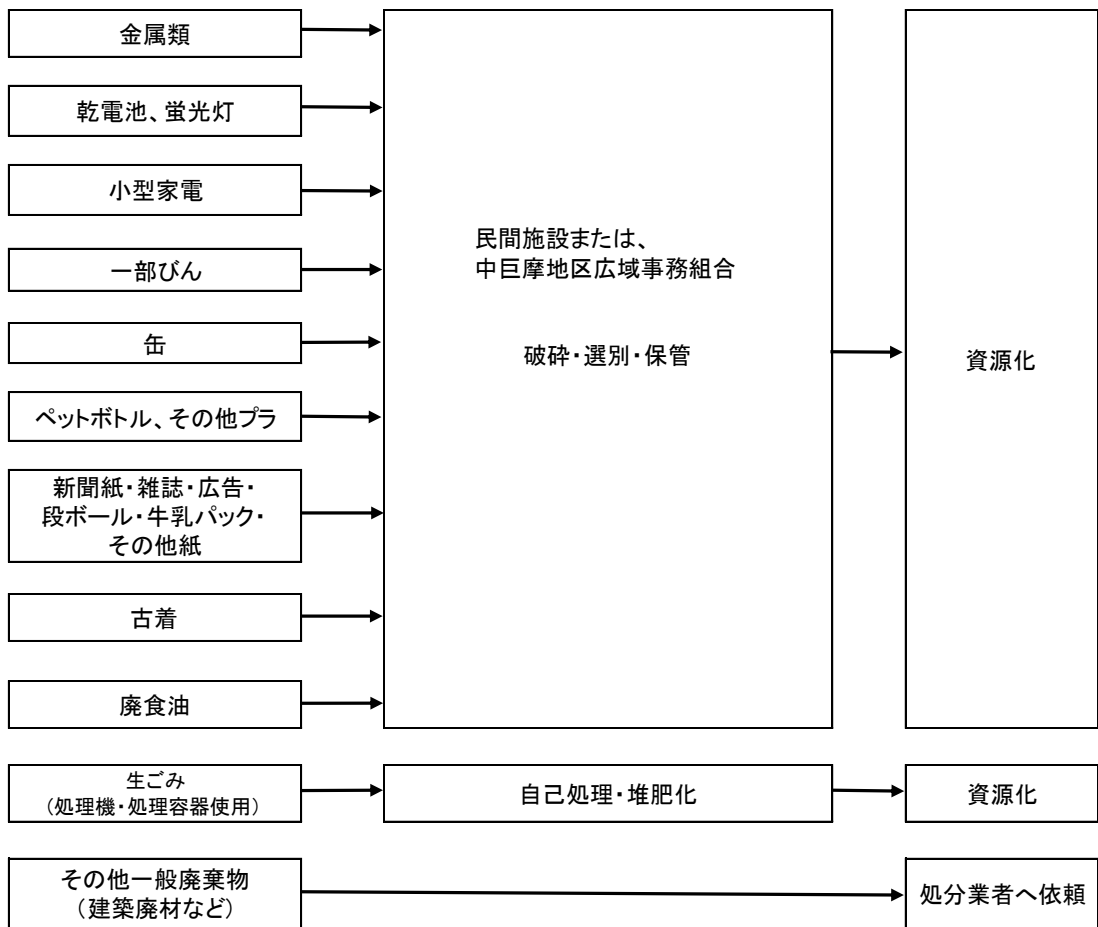
(2) ごみの処理体制

本市のごみ処理体制は図 3-1 のとおりです。

図 3-1 ごみ処理体制の概要



中巨摩地区広域事務組合





(3) ごみ処理施設の概要

本市のごみは表 3-2 で示したとおり、中巨摩地区広域事務組合の施設で処理しています。

表 3-2 中巨摩地区広域事務組合の概要

焼却施設の概要		
施設名称	中巨摩地区広域事務組合清掃センター 焼却施設	
処理方式	全連続燃烧式焼却炉	
施設規模	270 t / 日 (90 t / 24 h × 3 炉)	
建設年度	着工:平成 6 年 12 月 竣工:平成 9 年 2 月	
処理設備	受入・供給設備	ピットアンドクレーン方式
	燃烧設備	燃烧装置:ストーカ方式
	燃烧ガス冷却設備	水噴射式
	排ガス処理設備	乾式有害ガス除去装置+バグフィルタ
	余熱利用設備	温水発生器(場内給湯、場外余熱利用施設への暖房用熱源)
	通風設備	平衡通風方式
	灰出し設備	ピットアンドクレーン方式
	排水処理設備	ごみ汚水:炉内噴霧 その他排水:循環再利用方式
粗大ごみ処理施設の概要		
施設名称	中巨摩地区広域事務組合清掃センター 粗大ごみ処理施設	
処理方式	40 t / 5 h (併用施設)	
建設年度	着工:昭和 61 年 11 月 竣工:昭和 62 年 10 月	
処理設備	受入・供給施設	直投式(受入れホッパ)
	破碎設備	回転式破碎機
	選別設備	磁力選別機, 慣性選別機, アルミ選別機, 振動選別機
	搬送設備	ベルトコンベア
	集じん設備	サイクロン、バグフィルタ
	貯留・搬出設備	貯留ホッパ

#### (4) 生活系ごみと事業系ごみの排出量

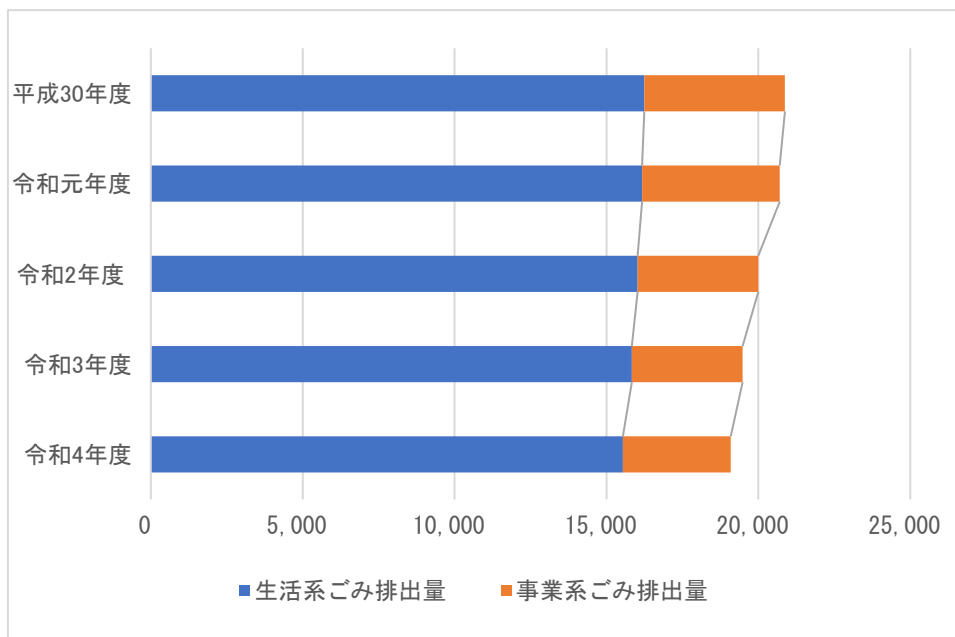
生活系ごみと事業系ごみの排出量は表3-3及び図3-2のとおりです。  
平成30年度から令和4年度にかけて、毎年減少しています。

表 3 - 3 生活系ごみと事業系ごみの排出量 ( t )

	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
生活系ごみ排出量	16,244	16,170	16,021	15,835	15,540
事業系ごみ排出量	4,630	4,529	3,979	3,649	3,551
総排出量	20,874	20,699	20,000	19,484	19,091

出典：環境省一般廃棄物実態調査、南アルプス市行政資料

図 3 - 2 生活系ごみと事業系ごみの排出量 ( t )



(5) ごみ種類別の排出量

ごみ種類別の排出量は表3-4、図3-3及び表3-5のとおりです。

生活系ごみは可燃ごみの割合が全体の8割以上と最も多く、次いで資源ごみが約1割を占めています。

表 3 - 4 生活系ごみの種類別排出量の推移 ( t )

	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
可燃ごみ	12,802	12,957	13,077	12,855	12,754
不燃ごみ	672	618	647	529	487
資源ごみ	1,892	1,783	1,535	1,842	1,689
その他ごみ	171	47	35	32	29
粗大ごみ	707	765	727	577	581
総排出量	16,244	16,170	16,021	15,835	15,540

出典：環境省一般廃棄物実態調査、南アルプス市行政資料

図 3 - 3 生活系ごみの種類別排出量の推移 ( t )

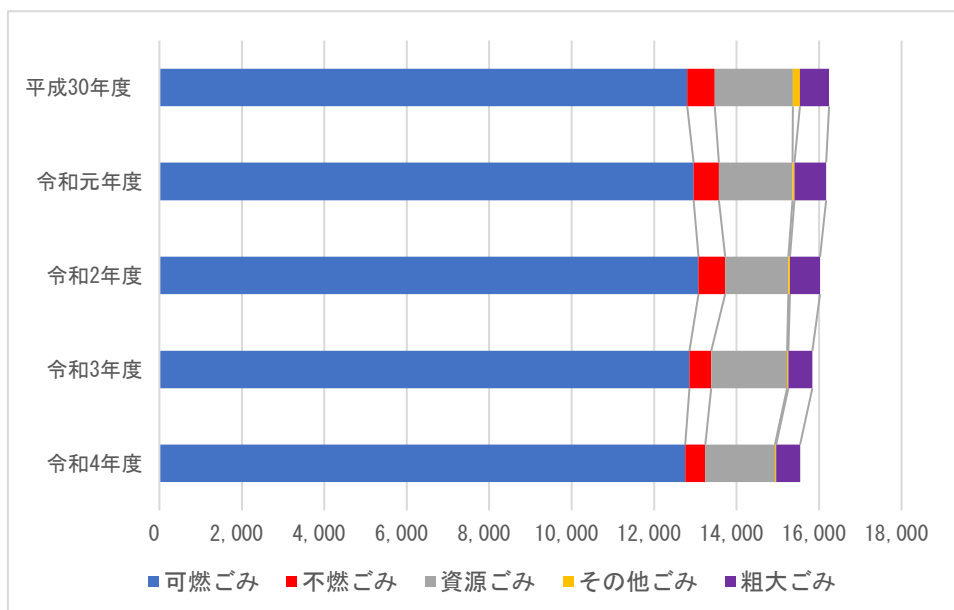


表 3 - 5 事業系ごみの種類別排出量の推移 ( t )

	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
可燃ごみ	4,622	4,503	3,950	3,626	3,530
不燃ごみ	8	26	29	23	21
総排出量	4,630	4,529	3,979	3,649	3,551

出典：環境省一般廃棄物実態調査、南アルプス市行政資料

(6) 1人1日当たりの生活系ごみの排出量

1人1日当たりの生活系ごみ排出量は表3-6及び図3-4のとおりです。

全国平均より多く、山梨県平均より少ない値で推移しています。

本市の1人1日当たりの令和3年度における生活系ごみ排出量は全国平均と比較すると9g多く、山梨県平均と比較すると60g少なくなっています。

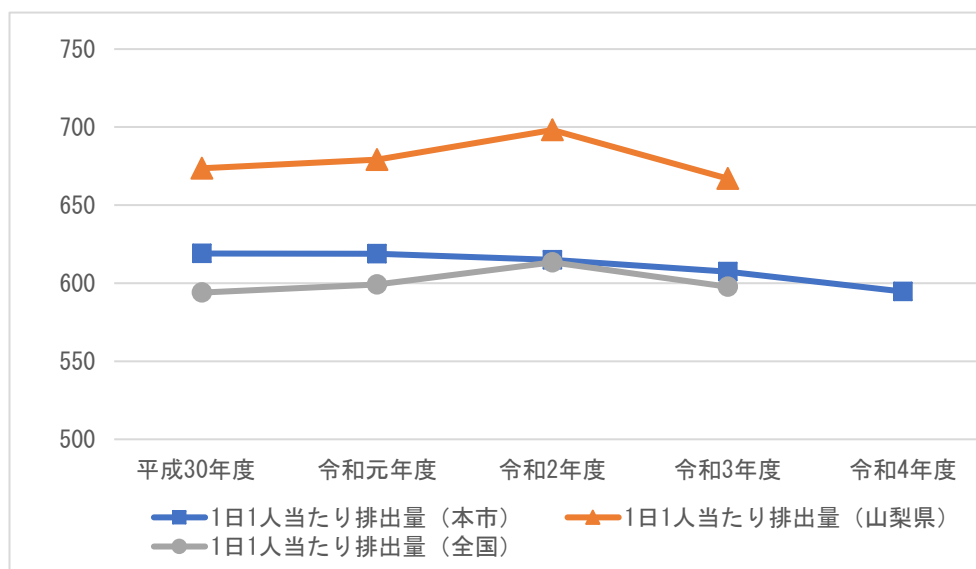
表3-6 1人1日当たりの生活系ごみの排出量 (g)

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
可燃ごみ	488	496	502	493	488
不燃ごみ	26	24	25	20	19
資源ごみ	72	68	59	71	65
その他ごみ	7	2	1	1	1
粗大ごみ	27	29	28	22	22
1人1日当たり 排出量(本市)	620	619	615	607	595
1人1日当たり 排出量(山梨県)	674	679	698	667	
1人1日当たり 排出量(全国)	594	599	613	598	
計画収集人口	71,893人	71,574人	71,384人	71,414人	71,597人

出典：環境省一般廃棄物実態調査、南アルプス市行政資料

※令和4年度の山梨県及び全国の数値は集計中のため掲載していません。(以下同じ)

図3-4 1日1人当たりの生活系ごみ排出量の推移 (g)



## (7) ごみの分析

中巨摩広域事務組合清掃センターでのごみの分析結果は表 3-7、図 3-5、表 3-8 及び図 3-6 のとおりです（数値は 1 年間に 4 回検査する測定値の平均値）。

分析結果から、ごみの 3 成分では水分（主に生ごみ）が多く含まれていること、乾燥後のごみの組成では紙・布類の割合が高いことが分かります。

表 3-7 ごみの 3 成分の推移 (%)

	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
水分	39.2	44.6	43.3	48.0	42.4
可燃分	52.1	46.4	49.9	43.6	48.5
灰分	8.7	9.0	6.8	8.4	9.1

出典：中巨摩広域事務組合資料

図 3-5 ごみの 3 成分の推移 (%)

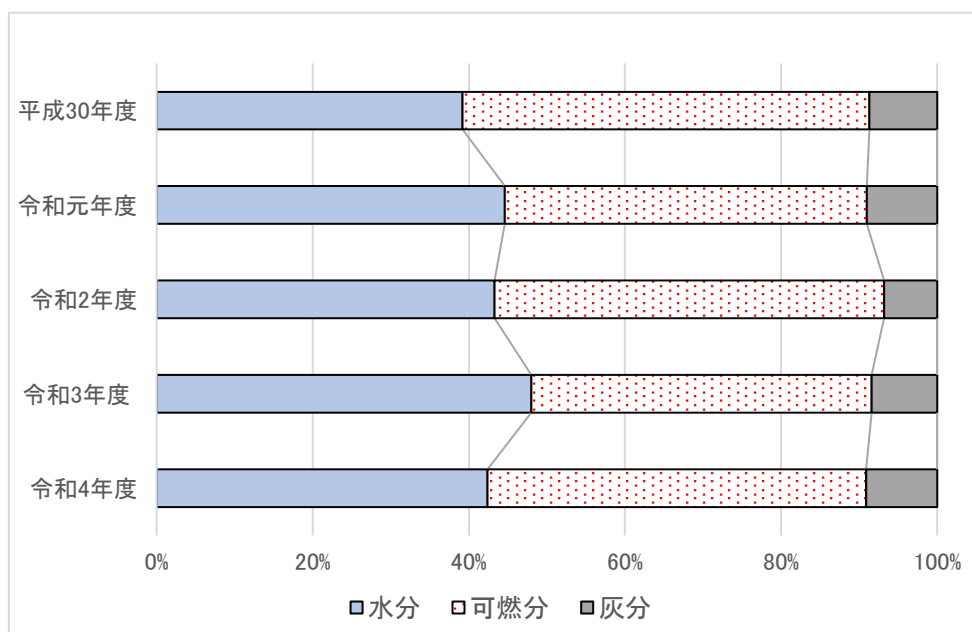
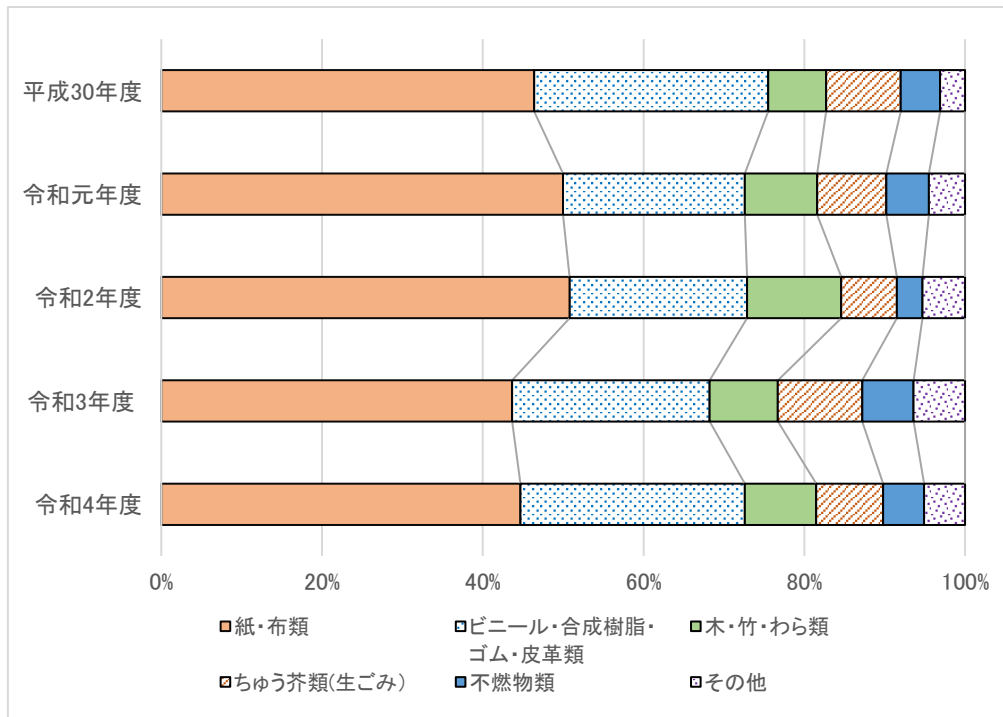


表 3 - 8 乾燥後の種類別の組成の推移 (%)

	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
紙・布類	46.4	50.0	50.	43.7	44.7
ビニール・合成樹脂・ ゴム・皮革類	29.1	22.6	22.1	24.6	27.9
木・竹・わら類	7.2	9.0	11.7	8.5	8.9
ちゅう芥類(生ごみ)	9.3	8.6	6.9	10.5	8.3
不燃物類	4.9	5.3	3.2	6.4	5.1
その他	3.1	4.5	5.3	6.3	5.1

出典：中巨摩広域事務組合資料

図 3 - 6 乾燥後の種類別の組成の推移 (%)



### (8) ごみの再生利用

本市のごみの再生利用率は表 3-9、図 3-7 及び図 3-8 のとおりです。

令和 3 年度実績では全国平均が 16.0%、山梨県平均が 13.5%であるのに対し、本市は 9.6%と低い状況です。

表 3-9 再生利用の推移

	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
資源化量	2,294	2,188	2,149	1,865	1,893
ごみ総排出量	20,874	20,699	20,000	19,484	19,091
再生利用率 (本市)	11.0%	10.6%	10.7%	9.6%	9.9%
再生利用率 (山梨県)	14.3%	14.3%	14.9%	13.5%	
再生利用率 (全国)	15.2%	15.2%	16.0%	16.0%	

出典：環境省一般廃棄物実態調査、南アルプス市行政資料

図 3-7 資源化量の推移 (t)

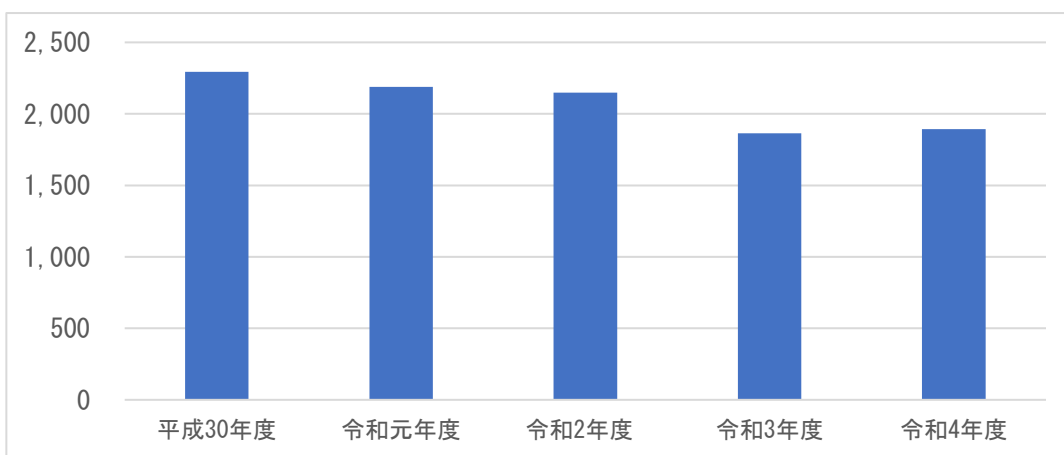
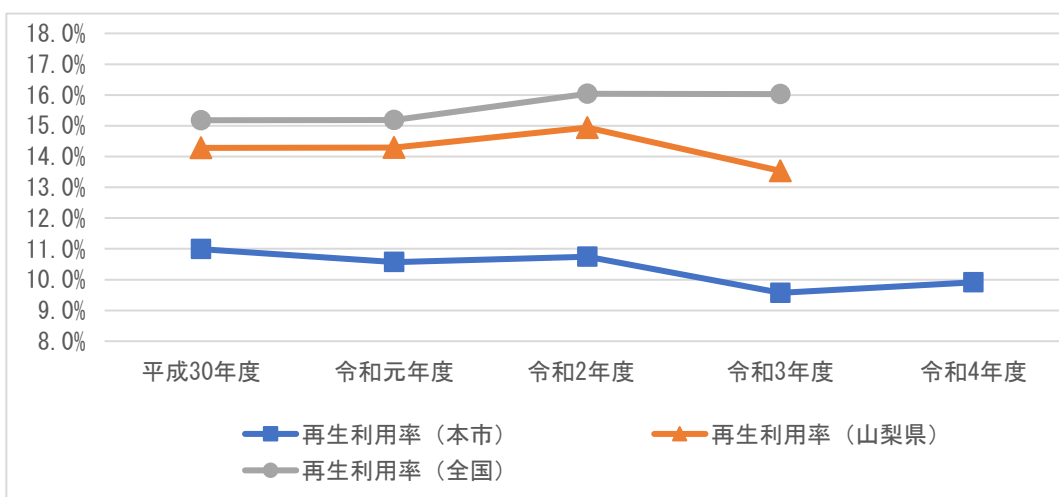


図 3-8 資源化率の推移



### (9) 最終処分

焼却処分後の残渣などは、最終処分場で埋め立て処分されます。  
 最終処分の推移については表3-10、図3-9及び図3-10のとおりです。  
 ほぼ横ばいで推移していますが、山梨県平均及び全国平均と比較すると、総排出量に占める割合は高くなっています。

表 3 - 1 0 最終処分の推移

	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
ごみ最終処分量	2,349	2,400	2,373	2,171	2,128
ごみ総排出量	20,874	20,699	20,000	19,484	19,091
最終処分率(本市)	11.3%	11.6%	11.9%	11.1%	11.1%
最終処分率(山梨県)	6.6%	7.0%	7.1%	6.8%	
最終処分率(全国)	9.0%	8.9%	8.7%	8.4%	

出典：環境省一般廃棄物実態調査、南アルプス市行政資料

図 3 - 9 最終処分量の推移 (t)

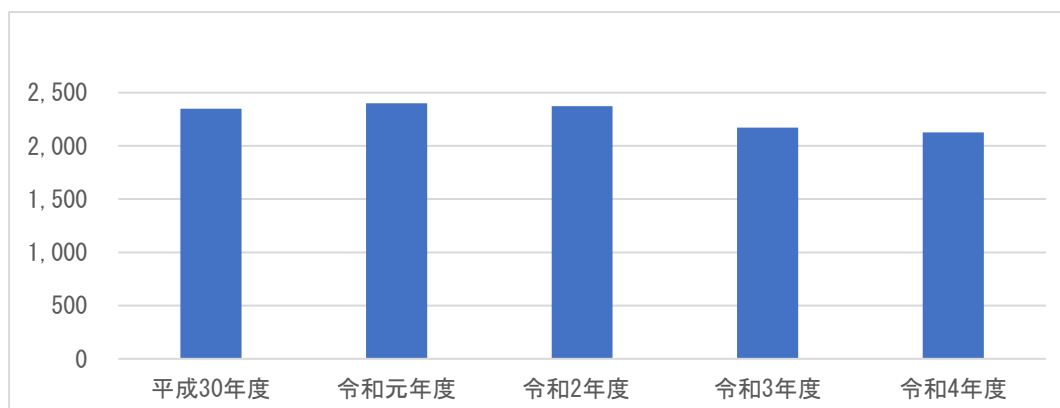
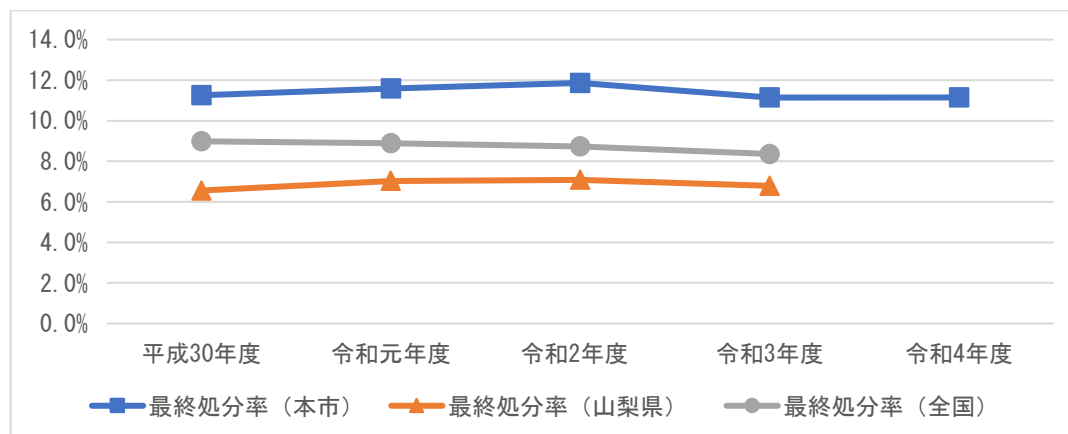


図 3 - 1 0 最終処分率の推移





(10) ごみ処理経費

建設・改良費を除いた、1人当たりのごみ処理及び維持管理費は表3-11、  
図3-11のとおりです。

全国平均及び山梨県平均に比べ経費は低く抑えられていますが、上昇  
傾向にあります。

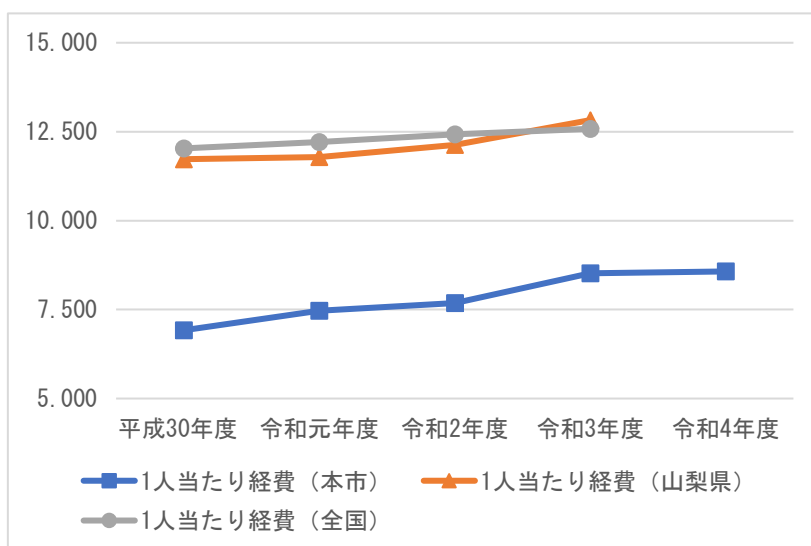
表3-11 ごみ処理経費の推移（千円）

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
本市	487,481	534,500	548,446	608,671	613,759
山梨県	9,757,410	9,756,193	9,966,204	10,482,695	
全国	1,533,130,865	1,552,555,694	1,575,186,388	1,586,050,001	
1人当たり経費(本市)	6,920円	7,468円	7,683円	8,523円	8,572円
1人当たり経費(山梨県)	11,727円	11,787円	12,126円	12,825円	
1人当たり経費(全国)	12,031円	12,210円	12,429円	12,582円	

出典：環境省一般廃棄物実態調査、南アルプス市行政資料

※本市の経費は組合分担金を含んだ数値

図3-11 1人当たりのごみ処理経費の推移（円）



## 2. 計画の課題と評価

### (1) 排出量

令和4年度におけるごみ全体の総排出量は19,091tで、平成30年度から約15%減少しています。

生活系ごみの総排出量は、平成30年度から減少傾向にありますが、可燃ごみがほぼ横ばいの状況であるため、特に対策を講じる必要があります。

また、1人1日当たり排出量では、全国平均より多く、山梨県平均より少ない状況が続いています。

事業系ごみの排出量は平成30年度から毎年減少しており、ごみ減量化に配慮した事業活動が推進されたこと、新型コロナウイルス感染拡大による事業活動の減少がその要因として考えられます。

### (2) 再生利用率

令和4年度の再生利用率は9.9%となり、平成30年度から1.1%低下しています。その要因としては、紙類・布類の分別の不徹底、新聞・雑誌などのペーパーレス化に伴う古紙類の減少が影響していると思われます。

本市の再生利用率は全国平均、山梨県平均と比較して低く推移しているため、資源回収センターを積極的に活用するなど、リサイクルに対する意識の向上が求められます。

### (3) 最終処分量

令和4年度の最終処分量は2,128tで、平成30年度から221 t 減少しています。

ごみの総排出量から最終処分量の割合を求めた最終処分率は、令和4年度は11.1%で、平成30年度より0.2%の減少となり、平成30年度からほぼ横ばい傾向のため、上記(1)(2)で挙げた項目の対策により処分量を削減するとともに、将来的には処理が困難で埋め立て処分している残渣の活用方法などを検討していく必要があります。

## 第4章 ごみ処理基本計画

### 1. 基本方針

これまで、本市において市民・事業者・市が連携して様々なごみ減量・リサイクルに取り組んできた結果、ごみの減量について一定の成果をあげてきましたが、更なる循環型社会の形成や環境に配慮した都市づくりなどの取組みを一層強化していく必要があります。

このため、次の3つの基本方針を定め、今後のごみ減量化に向けた数値目標を設定するとともに、市民・事業者・市の役割と主な取組み事項を示します。

#### (1) 循環型社会の形成の推進

これまで実施してきたごみ減量化やリサイクルの推進は、市民・事業者の協力により相当程度の成果があり、令和2年度に実施した南アルプス市環境基本計画の意識調査においても、ごみ減量化などの環境配慮活動に対し、積極的に取り組んだとの回答が多く寄せられました。

市民・事業者・市が更なる連携を図り、ごみの発生回避（リフューズ）、発生抑制（リデュース）の取組みを進めることにより、ごみの総量を減らすことが重要です。次に、繰り返し使う再利用（リユース）を進め、ごみを排出する際には分別を徹底し、再生利用（リサイクル）を推進し、取組み後に残ったごみについては適正に処分するよう啓発していきます。

#### (2) 環境に配慮した社会の形成に向けた総合的な取組みの推進

地球温暖化や天然資源の枯渇といった地球規模の環境問題への対応が喫緊の課題であることを踏まえ、ごみ処理の分野においても、市民・事業者・市が一体となつてごみ減量化に向けた様々な施策を推進することにより、燃やすごみ量を削減し、温室効果ガスの発生や石油由来のエネルギー利用を低減できる社会の形成に取り組めます。

#### (3) 市民・事業者・市の連携や三者が一体化した施策の推進

市民・事業者・市の三者がそれぞれの責務を果たしつつ、あわせて三者が連携し一体化することにより、地域の人づくりや組織づくりを進めるとともに、地域の特性に応じた課題の解決を図るなど、循環型社会・低炭素社会の形成に向けた取組みを推進していきます。

## 2. ごみ・資源物の将来予測

### (1) ごみ排出量の推計

生活系ごみと事業系ごみに分けて、表 4-1、表 4-2、図 4-1、表 4-3 のとおり推計しました。推計方法は以下のとおりです。

- ・排出量は令和 4 年度実績を基に、各年度の推計人口を乗じ求めます。
- ・令和 4、5 年度の計画収集人口は、各年 10 月 1 日現在の実績値とします。
- ・令和 6 年度以降の計画収集人口については、「南アルプス市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」の将来展望人口を基にします。

表 4-1 生活系ごみ排出量の推計 (t)

生活系	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
可燃ごみ	12,754	12,748	12,314	12,280	12,268	12,257
不燃ごみ	487	487	470	469	468	468
資源ごみ	1,689	1,688	1,631	1,626	1,625	1,623
その他ごみ	29	29	28	28	28	28
粗大ごみ	581	581	561	559	559	558
<b>総排出量</b>	<b>15,540</b>	<b>15,533</b>	<b>15,004</b>	<b>14,962</b>	<b>14,948</b>	<b>14,934</b>
計画収集人口	71,597 人	71,563 人	69,126 人	68,935 人	68,870 人	68,805 人
生活系	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度	R15 年度
可燃ごみ	12,245	12,233	12,222	12,196	12,170	12,145
不燃ごみ	468	467	467	466	465	464
資源ごみ	1,622	1,620	1,619	1,615	1,612	1,608
その他ごみ	28	28	28	28	28	28
粗大ごみ	558	557	557	556	554	553
<b>総排出量</b>	<b>14,920</b>	<b>14,906</b>	<b>14,892</b>	<b>14,860</b>	<b>14,829</b>	<b>14,797</b>
計画収集人口	68,740 人	68,675 人	68,611 人	68,466 人	68,321 人	68,176 人

表 4-2 事業系ごみ排出量の推計 (t)

事業系	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
可燃ごみ	3,530	3,528	3,408	3,399	3,396	3,392
不燃ごみ	21	21	20	20	20	20
<b>総排出量</b>	<b>3,551</b>	<b>3,549</b>	<b>3,428</b>	<b>3,419</b>	<b>3,416</b>	<b>3,413</b>
計画収集人口	71,597 人	71,563 人	69,126 人	68,935 人	68,870 人	68,805 人
事業系	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度	R15 年度
可燃ごみ	3,389	3,386	3,383	3,376	3,368	3,361
不燃ごみ	20	20	20	20	20	20
<b>総排出量</b>	<b>3,409</b>	<b>3,406</b>	<b>3,403</b>	<b>3,396</b>	<b>3,389</b>	<b>3,381</b>
計画収集人口	68,740 人	68,675 人	68,611 人	68,466 人	68,321 人	68,176 人

図 4 - 1 ごみ排出量の推計 ( t )

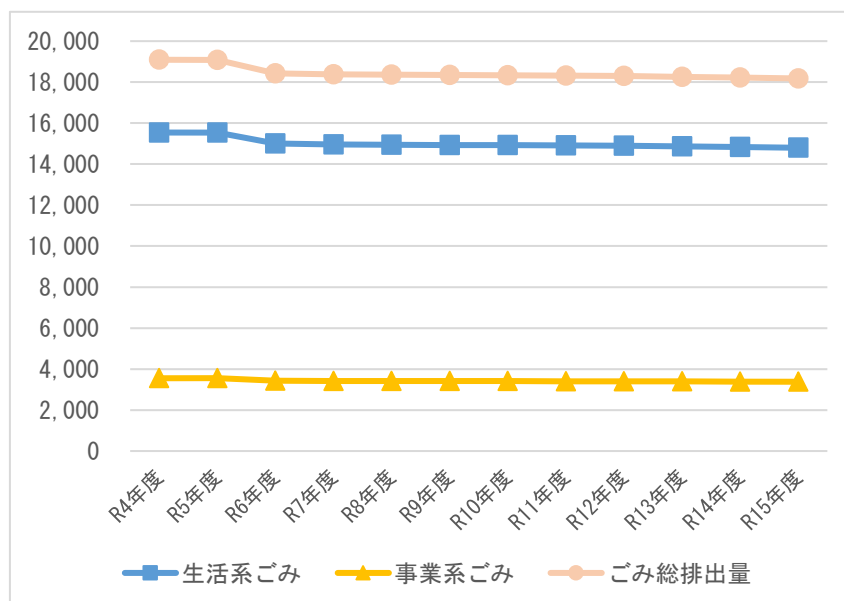


表 4 - 3 ごみ総排出量の推計 ( t )

生活系	R4 年度	R10 年度	R15 年度
可燃ごみ	12,754	12,245	12,145
不燃ごみ	487	468	464
資源ごみ	1,689	1,622	1,608
その他ごみ	29	28	28
粗大ごみ	581	558	553
合計	15,540	14,921	14,798
事業系	R4 年度	R10 年度	R15 年度
可燃ごみ	3,530	3,389	3,361
不燃ごみ	21	20	20
合計	3,551	3,409	3,381
<b>総排出量</b>	<b>19,091</b>	<b>18,330</b>	<b>18,179</b>

## (2) 再生利用率の推計

過去の処理実績を基にした再生利用率の推計は表 4-4 のとおりです。

令和 4 年度実績が 9.9% であるのに対し、目標年度の令和 15 年度は 8.9% となり、低下が見込まれます。

表 4-4 再生利用率の推計

	R4 年度	R10 年度	R15 年度
資源化量	1,892t	1,723t	1,618t
ごみ総排出量	19,091t	18,329t	18,179t
再生利用率	9.9%	9.4%	8.9%

## (3) 最終処分量の推計

過去の処理実績を基にした最終処分量の推計は表 4-5 のとおりです。

令和 4 年度実績が 2,127t であるのに対し、目標年度である令和 15 年度は 2,134t となり、最終処分率と同じく僅かな上昇が見込まれます。

表 4-5 最終処分量の推計

	R4 年度	R10 年度	R15 年度
ごみ最終処分量	2,127t	2,097t	2,134t
ごみ総排出量	19,091t	18,329t	18,179t
最終処分率	11.2%	11.4%	11.7%

### 3. 計画の目標設定

今後の減量目標については、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）を徹底する従来の3R運動に加え、リフューズ（発生回避）やリニューアブル（再生可能資源への代替）の推進、食品ロスの削減など、市民・事業者・市の三者がそれぞれの役割と責任を認識し、自主的かつ積極的に行動することが必要です。

不用品を購入しないことや、ごみの分析結果で示されたように、可燃ごみの中に再生可能となる資源ごみを入れないよう分別排出を徹底するなど、生活系ごみについてはごみ減量の余地が十分にあると考えられます。

市内3カ所の資源回収センターを有効利用することで、リサイクルに対する認識の向上とともに資源ごみの収集率の向上、不燃ごみ量の減少などごみ減量化につなげていきます。

事業系ごみは、減少傾向が続いており、引き続き環境に配慮した事業活動を推進します。

本計画では、生活系及び事業系ともにごみの減量が見込めるため、令和3年3月に策定された「第4次山梨県廃棄物総合計画」の数値目標を基に、ごみの減量目標を設定します。



(1) ごみ減量の目標値

山梨県（国と同等の水準）の数値目標は表 4-6 のとおりです。  
本計画の減量目標値は表 4-7 のとおりです。

表 4 - 6 第 4 次山梨県廃棄物総合計画の目標値

	H30 年度 (基準年度)	R7 年度 (目標年度)	増減率
生活系ごみ排出量	205 千 t	182 千 t	△11.0%
事業系ごみ排出量	86 千 t	77 千 t	△10.7%
集団回収量	8 千 t	7 千 t	△14.4%
<b>ごみ総排出量</b>	<b>299 千 t</b>	<b>266 千 t</b>	<b>△11.0%</b>
再生利用率	17.0%	25.0%	+8.0 ポイント
最終処分量	19 千 t	16 千 t	△16.7%
(最終処分率)	6.5%	6.1%	△0.4 ポイント

表 4 - 7 本計画の減量目標値

	R4 年度 (基準年度)	R15 年度 (目標年度)	増減率
生活系ごみ排出量	15,540t	12,853t	△17.3%
事業系ごみ排出量	3,551t	2,937t	△17.3%
<b>ごみ排出量計</b>	<b>19,091t</b>	<b>15,790t</b>	<b>△17.3%</b>
再生利用率	9.9%	20.9%	+11 ポイント
最終処分量	2,128 t	1,569t	△26.3%
(最終処分率)	11.1%	9.9%	△1.2 ポイント

## (2) ごみ排出量の目標設定

今後の積極的な施策を見込み、山梨県の目標（国と同等の水準）と同レベルの目標を設定します。

目標値は図 4-2、1 人 1 日当たりの実質的な減量の目安は表 4-8 のとおりです。

### ○ 山梨県の目標

平成 30 年度（実績値）→令和 7 年度（目標値）

- ・ ごみ総排出量：約 299 千 t→約 266 千 t(△11.0%)
- ・ 年平均変化率：11.0%÷7 年≒△1.57%

### ○ 南アルプス市の令和 4 年度→令和 15 年度の生活系ごみ削減量

- ・ 削減率：11 年×1.57%=17.29%
- ・ 削減量：15,540t×17.29%≒2,687t

令和 15 年度の生活系ごみ排出量（目標）

- ・ 排出量：15,540t－2,687t= 12,853t

### ○ 南アルプス市の令和 4 年度→令和 15 年度の事業系ごみ削減量

- ・ 削減率：11 年×1.57%=17.29%
- ・ 削減量：3,551t×17.29%≒614t

令和 15 年度の事業系ごみ排出量（目標）

- ・ 排出量：3,551t－614t=2,937t

### ● 令和 15 年度のごみ総排出量（目標）

19,091t（令和 4 年度実績）－3,301t=15,790t

図 4 - 2 ごみ排出量の目標値

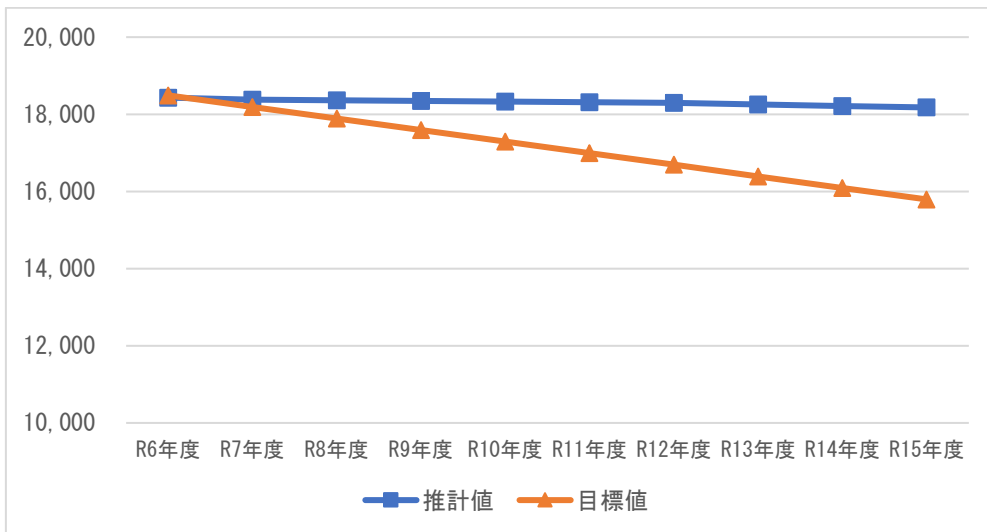


表 4 - 8 1人1日当たりの実質的な減量の目安

生活系ごみ	R4年度 (基準年度)	R15年度 (目標年度)	削減量	削減率
可燃ごみ	488g	424g	64g	△13.1%
不燃ごみ	19g	16g	3g	△15.8%
資源ごみ	65g	56g	9g	△13.8%
その他ごみ	1g	1g	0g	0.00%
粗大ごみ	22g	19g	3g	△13.6%
1人1日当たり合計	595g	516g	79g	△13.3%
事業系ごみ	R4年度 (基準年度)	R15年度 (目標年度)	削減量	削減率
可燃ごみ	135g	117g	18g	△13.3%
不燃ごみ	1g	1g	0g	0.00%
1人1日当たり合計	136g	118g	18g	△13.2%

### (3) 再生利用率の目標設定

再生利用率は全国平均及び山梨県平均を下回る状況が続いているため、山梨県の目標（国と同等の水準）と同レベルの目標を設定します。

目標値は図 4-3 のとおりです。

#### ○ 山梨県の目標

平成 30 年度（実績値）→令和 7 年度（目標値）

17.0%→25.0% （+8 ポイント）

・年平均変化率： $8.0 \div 8 \text{年} = +1.0 \text{ポイント}$

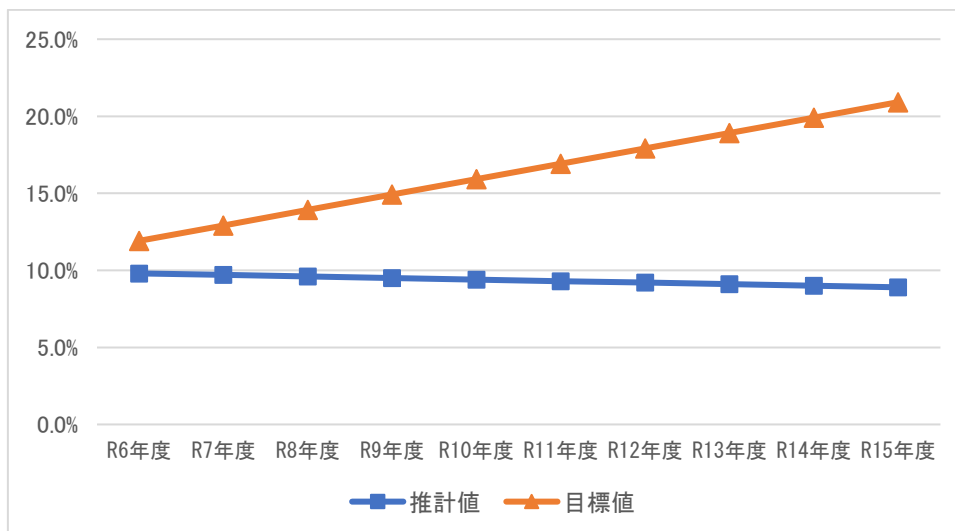
#### ○ 南アルプス市の令和 4 年度→令和 15 年度の増加

・ $11 \text{年} \times 1.0 = +11.0 \text{ポイント}$

#### ● 令和 15 年度の再生利用率（目標）

$9.9\% \text{（令和 4 年度実績）} + 11.0 = 20.9\%$

図 4-3 再生利用率の目標値



#### (4) 最終処分量の目標設定

最終処分量は全国平均及び山梨県平均より多い状況が続いているため、山梨県の目標（国と同等の水準）と同レベルの目標を設定します。

目標値は図 4-4 のとおりです。

##### ○ 山梨県の目標

平成 30 年度（実績値）→令和 7 年度（目標値）

19 千 t→16 千 t（△16.7%）

・ 年平均変化率：16.7÷7 年=△2.39%

##### ○ 南アルプス市の令和 4 年度→令和 15 年度の削減量

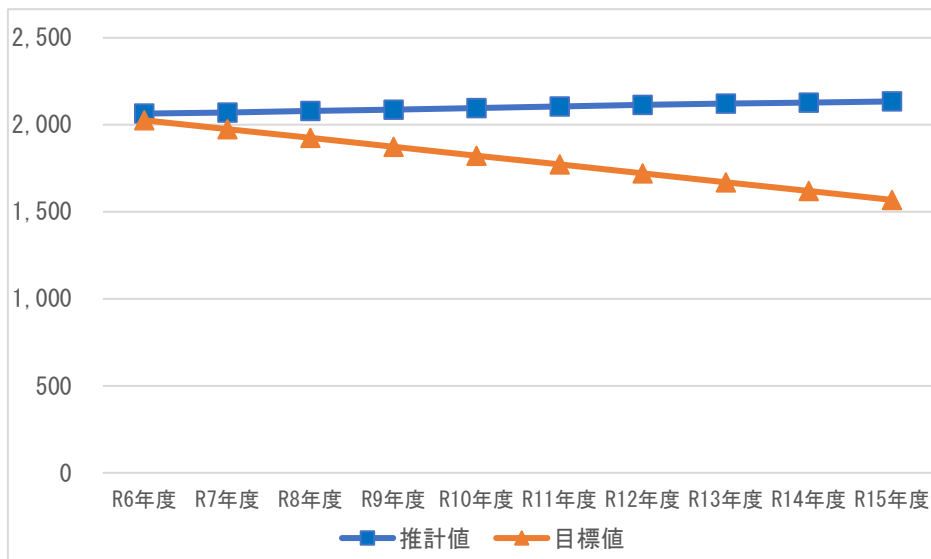
・ 削減率：11 年×2.39%=26.29%

・ 削減量：2,128t×26.29%≒559t

##### ● 令和 15 年度の最終処分量（目標）

2,128t（令和 4 年度実績）－559t＝1,569t

図 4-4 最終処分量の目標値



## 4. 目標達成のための具体的な取り組み

### (1) 循環型社会の形成の推進

#### ①生活系ごみの減量・リサイクルの推進

##### ア 生活系ごみの減量・リサイクルの推進

循環型社会の形成の推進のためには、まず市民・事業者・市のそれぞれが意識を持って努力・行動することが必要です。

食品ロス削減のため不要な食材は買わないこと、購入する場合も計画的に食べきれる必要な分のみ購入すること、余剰分は食品の支援を必要としている団体へ寄付することを検討し、廃棄する場合は生ごみの水切りに努め、生ごみ処理機・容器を積極的に活用するなど、食品から出るごみの減量化に配慮した行動を求めています。

長寿命で省エネルギー型の物を大事に使用すること、マイバックや水筒などマイボトルの活用、詰め替え製品の購入、簡易包装の推進、再生可能資源を使用した使い捨てプラスチックの代替製品の購入など、資源を有効かつ大事に使うことについて引き続き啓発していきます。

家庭ごみの中に占める再生可能な資源のリサイクルの推進について、市民が取り組みやすい分別、収集形態を検討していきます。

なお、建築廃材などについては、産業廃棄物の処分業許可業者へ処分を依頼するなどの指導に努めています。

##### イ 分別の徹底

より適切な分別区分になるように情報を収集し、具体的な行動に結びつきやすい広報、環境講座などを用いて普及啓発に努めます。

また、地域と連携し、排出実態の把握や排出ルール of 徹底に努めるとともに、実態把握などにより明らかとなった地域のルール徹底に努めます。

##### ウ 不適正排出の防止

指定日時を守らないごみの搬出、地区で収集しないごみの搬出など、ごみ出しルールが遵守されない事案については地区と連携し、問題の解決に取り組めます。

#### ②事業系ごみの減量・リサイクルの推進

##### ア 事業系ごみの減量・リサイクルの推進

事業者の意識を把握するとともに、それぞれの課題に対応したごみ減量・リサイクルに係る取り組みをするように啓発します。

また、製造者などが資源を有効かつ大事に利用するとともに、リサイクル製品、長期使用可能な商品、詰替可能な製品、再生可能資源を使用した使い捨てプラスチックの代替製品などライフサイクルを考えた商品開発やサービスを提供するよう引き続き啓発します。

排出事業者のごみ減量・リサイクルに係る取組みが評価される仕組み、先進事例となる事業者の情報を広く公表するなどの啓発を検討します。

#### イ 分別の徹底

事業系可燃ごみの中に占める再生可能な資源のリサイクルが推進できるよう指導啓発を行います。

南アルプス I C 新産業拠点や工業団地の整備により、事業系ごみの増加が予想されるため、再生可能な資源ごみの分別徹底に努めるよう啓発します。

また、環境に配慮している事業者の具体的な取組みなどについて更なる周知に努め、イベントでのごみ分別などの取組みについて支援します。

#### ウ 環境に配慮した製品の活用

古紙を配合した用紙など、品質や安全性など一定の基準を満たした再生品や再生可能資源を使用した代替品など環境に配慮した製品の活用を啓発します。

#### エ 食品ロスの削減

食品の売れ残りや、製造過程で発生する食品廃棄物の減量化を推進し、余剰分は食品の支援を必要としている団体へ寄付することを啓発します。

### ③ごみの適正処理体制の確立

#### ア ごみの適正処理体制の確立

ごみ量やごみ質などの予測を踏まえた処理体制のあり方を検討し、適正処理体制を構築します。また、環境に配慮した性能を用いた施設の整備に努めます。

#### イ 不法投棄防止対策の徹底

地域、警察、県廃棄物対策連絡協議会と連携し、不法投棄の実態を把握するとともに、不法投棄監視員等によるパトロール、不法投棄防止用の看板設置、事業所への啓発など効果的な対策を実施します。

#### ウ 災害廃棄物の適正処理体制の構築

災害発生時においては、迅速かつ適正な処理体制を構築するため、平成30年度に「南アルプス市災害廃棄物処理計画」を策定し、令和5年度に現在の情勢に合わせて改訂しました。

この計画につきましては、情勢の変化などがあつた場合は必要に応じて見直します。

#### エ 家庭で使用できなくなった家電4品目及び小型家電の適正処理

市で収集していない、家電リサイクル法の対象品目である「エアコン」「テレビ」「冷蔵庫・冷凍庫」「洗濯機、衣類乾燥機」を適正に処分するように啓発します。

小型家電に関しては、小型家電リサイクル法の制定により、製品に含まれるレアメタルなどの有用金属を再資源化する必要があるため、資源回収センターでの回収を継続します。

#### オ 感染症対策

新型コロナウイルスなどの感染症発生拡大時も着実にごみ処理が継続できるように、ガイドラインなどの情報収集に努めます。

### (2) 環境に配慮した社会の形成に向けた総合的な取組みの推進

#### ①ごみ減量・リサイクル推進による燃やすごみ量の低減

ア 循環型社会の形成に向けた施策を実施することにより、燃やすごみ量を低減し、温室効果ガス排出量の削減に努めます。

#### イ 容器包装リサイクル法の推進

特に、その他紙・その他プラスチックを可燃ごみとしてではなく、資源として分別するように指導していきます。

#### ウ プラスチック資源循環促進法の推進

再資源化のため適切な収集方法を検討するとともに、排出抑制のため、使い捨てプラスチック製品の減量化を推進します。

#### エ 次代を担う子ども達への教育・普及活動の推進

図書館・学校など連携した環境学習・教育を充実します。

#### ②中間処理（リサイクル含む。）における温室効果ガス低減

#### ア 温室効果ガスの削減に資する施設整備の検討

既存施設の改良、新規施設の建設に当たっては、省エネルギー、高エネルギー回収に資する設備導入を検討します。

#### イ ごみ焼却施設における余熱利用の推進



ごみの焼却に伴い発生した余熱について、蒸気供給などにより、更なる有効利用を推進します。

ウ ごみ処理施設の最適化の検討

確実な処理を維持しながら、ごみ量やごみ質などの予測を踏まえ処理施設の最適化を働きかけていきます。

(3) 市民・事業者・市の連携や三者が一体化した施策の推進

①実施につながりやすい広報・啓発事業の展開

市民・事業者の関心や理解を更に深め、三者が認識を共有するため、事業・広報・啓発が相互に関連し、より分かりやすく、実践につながりやすい情報提供に努めます。また、ごみ減量・リサイクルの推進の状況などを分かりやすく公表します。

ア 市による市民・事業者協働の学習会の開催

ごみ減量に関する政策の企画立案・実施において市民や事業者の参加の場所を設けるとともに、施策の実施にあたっては、市民・事業者が円滑に協力できる体制づくりに努めます。

イ 市による出前講座の開設・推進

本市の環境活動の状況や他の自治体の取組み事例を紹介し、積極的に環境活動への参加を促進していきます。

②地域課題の解決に向けた取組みの推進

不適正排出・不法投棄などの解決に向け、それぞれの地域特性を考慮し、市民・事業者との協働により地域の力を活用した取組みを推進します。

③ごみ減量・リサイクルの推進に係る人・組織づくりの推進

ア 環境美化員による指導・啓発

環境美化員による、地域のごみ減量の指導・リサイクルの普及・啓発活動を支援することにより、地域内での交流を活発化し、人材の育成を図ります。

イ 次代を担う子供達への教育・啓発活動の推進

次代を担う子供達への環境教育は、大量生産・大量消費、大量廃棄システムから脱却し、持続可能な社会を構築する上で必要不可欠な啓発です。このため、市内の小中学校における環境教育の充実に努めていきます。

ウ 市民参加型のイベントなどの開催

市民・事業者のごみ減量・リサイクル推進の取組みが積極的に広がるように市も含めた三者の連携によるイベントやキャンペーンを開催します。また、出前講座や施設見学に対するメニューの充実や周知に努めます。

エ 環境美化活動の推進

市民・事業者が自主的に地域の清掃活動を実施することにより、ポイ捨てや不法投棄をしない人づくりをするため環境づくりを推進します。

オ 施策・事業への反映

地域課題の把握に努め、その課題の解決に向けた施策などの実施を検討します。

カ 不用品の再利用

フリーマーケット、リサイクルショップなどを活用し、不用品として廃棄するごみをリユース（再利用）することを検討します。

## 5. ごみ処理体制の整備に関する取組み

### (1) 既存施設の現状

中巨摩地区広域事務組合の焼却施設は平成9年に竣工しました。

しかしながら、既に25年以上が経過し老朽化が進んでいることから、ごみの削減により施設への負担を減らし、性能水準を維持していく必要があります。

### (2) ごみ処理の広域化

山梨県は安定的なごみ処理体制を確保するため、平成20年に「ごみ処理広域化計画」を策定し、ごみ処理施設の集約化を計画しました。

本市を含む、中巨摩・峡北・峡南の5市6町は、新たに整備するごみ処理施設を1施設に集約し、共同してごみ処理を行うことについて合意し、令和2年に山梨西部広域環境組合を設立しました。

また、このごみ処理施設は令和13年4月までには開始することとなっています。

さらに、ごみ処理施設から排出される焼却灰の処理については、山梨県市町村総合事務組合が事業主体となり笛吹市に整備し、平成30年12月から操業を開始した一般廃棄物最終処分場（かいのくにエコパーク）へ搬入しています。

### (3) 新ごみ処理施設の整備

新ごみ処理施設の整備にあたり、山梨県西部広域環境組合は持続可能な循環型社会の形成の確立を目指し、5つの基本方針を示しました。

- ・ごみを安全かつ安定的に処理できる施設
- ・適切な環境保全対策を講じた施設
- ・エネルギーの有効利用と資源循環に優れた施設
- ・経済性に優れた施設
- ・地域住民に開かれた施設

上記の方針のもと、環境法令などを基に公害防止自主基準を定め、環境影響評価を実施し、災害廃棄物を含む家庭ごみなどの焼却施設及び粗大ごみ処理施設を整備する予定です。

### (4) 資源回収施設

市内に設置してある、北部・中部・南部の各資源回収センターを回収拠点として設け、リサイクル率の向上につなげていきます。

## 6. 災害廃棄物対策

大規模災害が発生した際には、短期間に多くの廃棄物が発生し、災害規模によっては通常の年間処理量の数倍になる可能性があります。

環境省が取りまとめた「災害廃棄物対策指針」では、都道府県や市町村は処理計画を作成し、災害に備えることが定められました。

本市においても、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できるよう、「南アルプス市災害廃棄物処理計画」を策定しております。

この計画ではごみ処理に関する平常時の対応、発災後の対応及び復旧対応などについて必要な事項を定めています。

また、市の処理能力を超える災害廃棄物が発生した場合、民間企業へ災害廃棄物処理を協力要請することにより、迅速に災害廃棄物を適正に処理するため、「災害時における廃棄物処理業務に関する協定」の締結を推進しています。

## 第5章 生活排水対策の現状と課題

### 1. 生活排水対策の現状

#### (1) 生活排水処理の状況

本市における過去5年間の生活排水処理形態別人口の推移は表5-1及び図5-1のとおりです。本市における計画処理区域内人口（外国人登録数を含む）は5年間でほとんど増減がないことに対し、公共下水道人口は増加しています。

表5-1 生活排水処理形態別人口

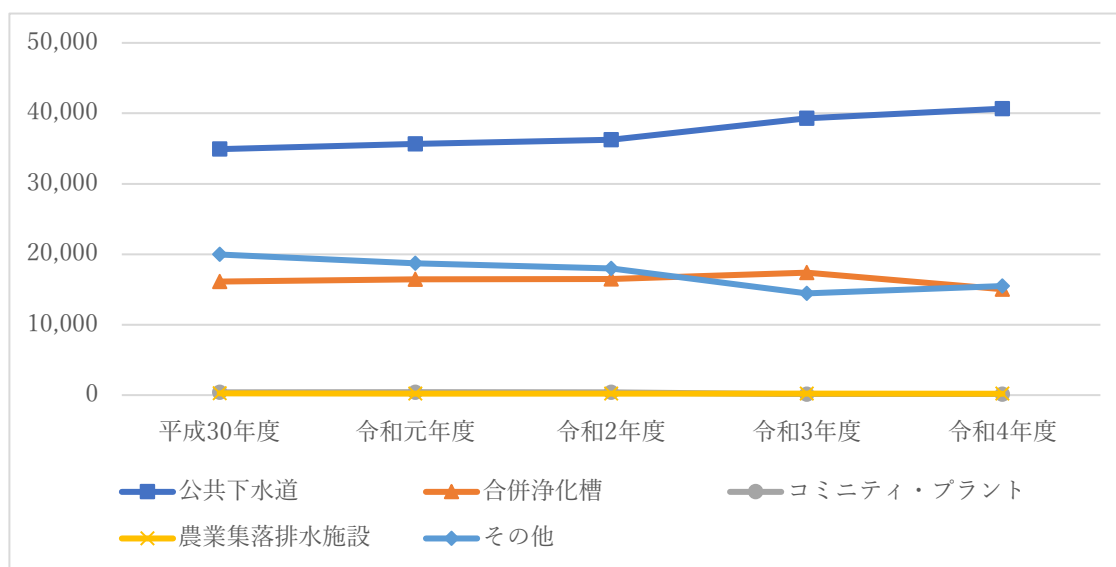
【単位：人】

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
公共下水道	34,915	35,639	36,242	39,314	40,661
合併浄化槽	16,129	16,438	16,463	17,382	15,029
コミュニティ・プラント	407	414	396	119	112
農業集落排水施設	252	231	219	208	191
その他	19,958	18,695	17,995	14,439	15,495
計画処理区域内	71,661	71,417	71,315	71,462	71,488

※計画処理区域内人口は3月末現在の住民基本台帳人口

※合併浄化槽人口は、令和4年度に合併浄化槽数の確認が行われ重複数を削除しています。

図5-1 生活排水処理形態別人口の推移



## (2) 生活排水クリーン処理率の推移

平成 28 年 3 月に改訂された「山梨県生活排水処理施設整備構想」により、生活排水の処理状況を示す指標として、下水道をはじめとする様々な生活排水処理施設を総合的に考慮した「生活排水クリーン処理率」が取り入れられています。

この生活排水クリーン処理率は、下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント及び合併浄化槽等により、生活排水（し尿＋生活雑排水）の処理が可能となった生活排水処理人口の計画処理区内人口に対する割合で求めます。

$$\text{生活排水クリーン処理率} = \frac{\text{※生活排水処理人口}}{\text{計画処理区内人口}}$$

$$\text{※生活排水処理人口} = \left\{ \begin{array}{l} \text{下水道処理人口} \\ \text{農業集落排水処理人口} \\ \text{コミュニティ・プラント処理人口} \\ \text{合併浄化槽処理人口} \end{array} \right.$$

※現在、コミュニティ・プラント処理人口は、市内には存在しません。

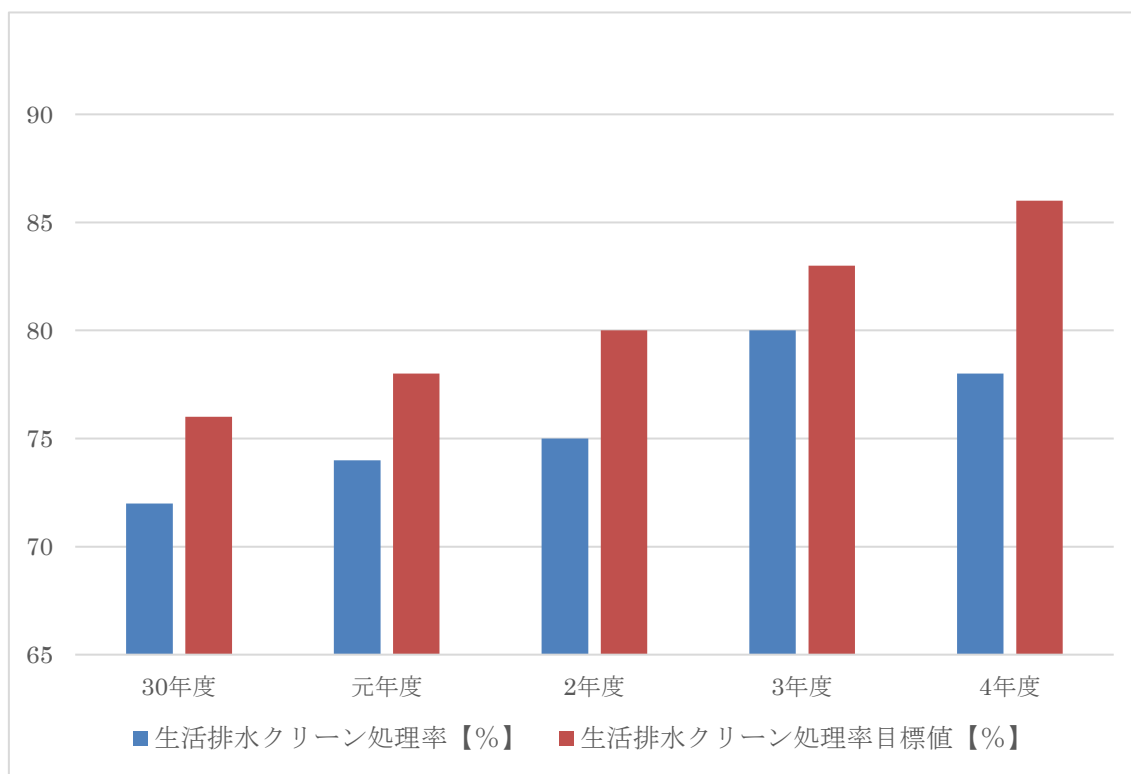
本市の過去5ヶ年の生活排水クリーン処理率の推移は表5-2及び図5-2のとおりです。公共下水道への接続と合併浄化槽の普及等により、生活排水クリーン処理率は平成30年度の72%に対し令和4年度の78%と、過去5ヶ年で6%向上しています。

表5-2 生活排水クリーン処理率の前計画の目標と実績

区分	計画処理区域内人口【人】	生活排水処理人口【人】	生活排水クリーン処理率【%】	生活排水クリーン処理率【%】 (目標値)
30年度	71,661	51,703	72	76
元年度	71,417	52,722	74	78
2年度	71,315	53,320	75	80
3年度	71,462	57,023	80	83
4年度	71,488	55,993	78	86

※計画処理区域内人口は3月末現在の住民基本台帳人口

図5-2 生活排水クリーン処理率の推移



### (3) し尿・汚泥搬入量の推移

本市における収集し尿・浄化槽汚泥搬入量の前計画の予測と実績は表 5-3 のとおりです。

表 5 - 3 し尿・浄化槽汚泥搬入量の前計画の予測と実績

区 分	し尿 【kL/年】		浄化槽汚泥 【kL/年】		一日平均処理量 【kL/日】	
	予測	実績	予測	実績	予測	実績
平成 30 年度	571.92	283.77	14,027.83	16,348.95	40.00	45.57
令和元年度	515.75	223.01	13,530.26	16,341.27	38.48	45.38
令和 2 年度	457.93	135.34	13,019.99	15,986.01	36.93	44.17
令和 3 年度	396.17	709.77	12,462.85	15,235.50	35.23	43.69
令和 4 年度	332.77	273.30	11,893.01	16,500.54	33.50	45.96

※搬入量は中巨摩地区広域事務組合及び三郡衛生組合の合計量

### (4) 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は表 5-4 のとおりです。公共下水道については、釜無川浄化センターによる処理を行っています。非水洗化（汲取りし尿）及び浄化槽汚泥は、中巨摩広域事務組合と三郡衛生組合において処理を行っていましたが、令和 6 年度から市内統一して三郡衛生組合において処理を行っています。

表 5 - 4 生活排水の処理主体

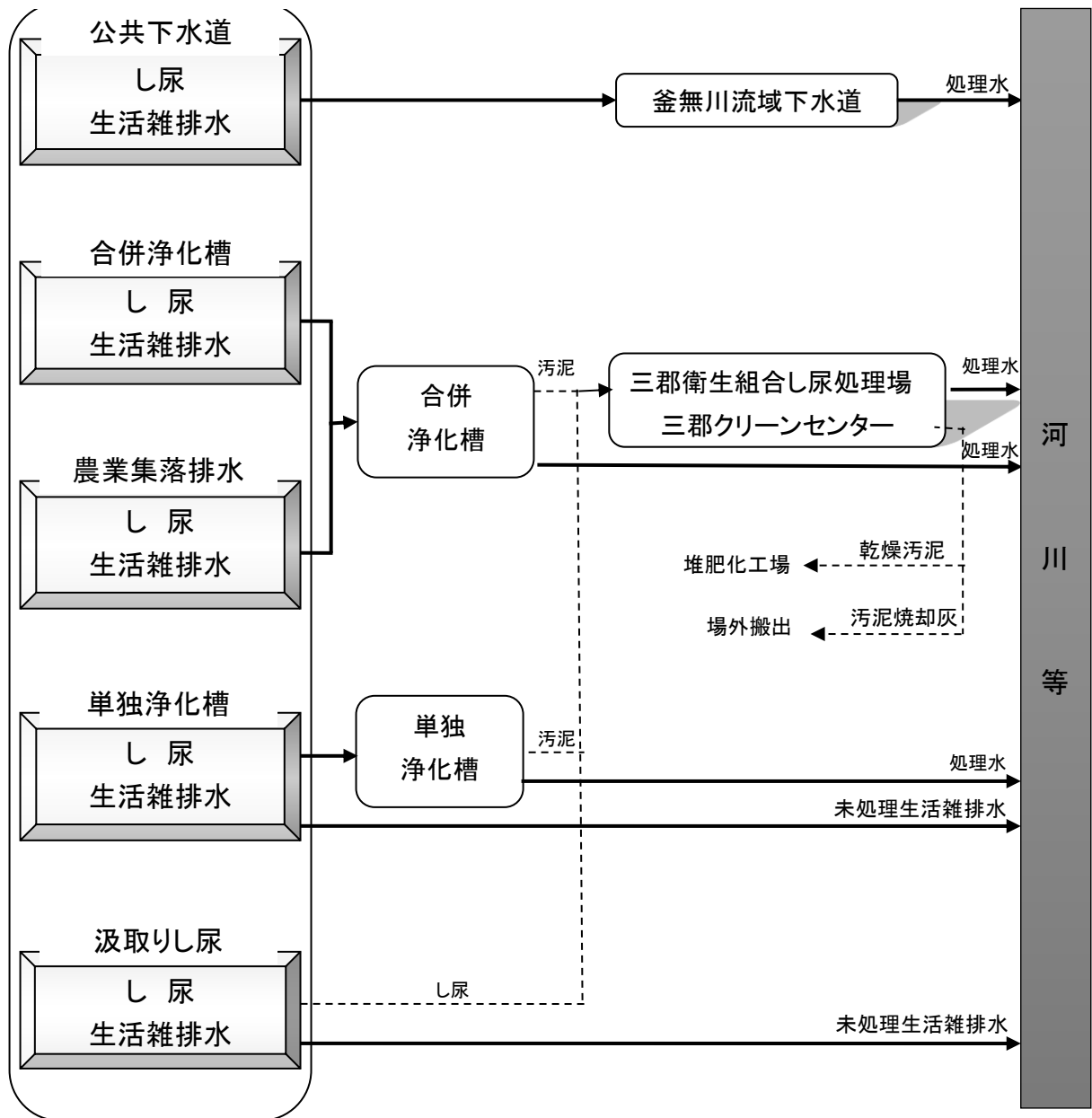
処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿＋生活排水	釜無川流域下水道
合併浄化槽	し尿＋生活排水	個人、事業所
農業集落排水施設	し尿＋生活排水	本市
単独浄化槽	し尿	個人、事業所



(5) 生活排水処理の体系

本市における生活排水処理体系は図 5-3 のとおりです。

図5-3 生活排水処理体系図



## ①公共下水道

本市の公共下水道事業計画は、昭和 48 年策定の「富士川流域別下水道整備総合計画」に基づき、釜無川流域下水道として事業着手を行いました。

本市の公共下水道事業計画の概要は表 5-5 のとおりです。

表 5 - 5 公共下水道事業計画の概要

施設名	釜無川流域下水道
開始時期	平成 1 0 年 4 月～
排除方式	分流式
処理方式	標準活性汚泥法
計画地区【h a】	1, 1 9 5. 5
許可計画処理人口	3 0, 2 7 3 人
全体計画汚水量 日最大【m <sup>3</sup> /日】	4 6, 7 0 8
放流水質 【日間平均】	p H : 5. 8～8. 6 B O D : 15mg/L 以下 S S : 30mg/L 以下 大腸菌群数 : 1, 000 個/ml 以下

## ②農業集落排水施設

本市における農業集落排水施設は芦安地区のみに存在しています。これは、地理的に下水道の普及が困難な山村地区であり、かつ戸数が少ないため、地区が単独で実施している事業です。芦安地区における農業集落排水施設の概要は表 5-6 のとおりです。

表 5 - 6 農業集落排水施設の概要

処理施設名称	芦倉地区農業集落排水処理施設
開始時期	平成 6 年 1 0 月～
処理方法	J A R U S X I 型 (回分式活性汚泥方式)
計画処理人口	6 6 0 人
全体計画汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	1 7 9
放流水質	B O D : 20mg/L 以下      S S : 50mg/L 以下

### ③し尿処理施設

本市から収集された汲取りし尿・浄化槽汚泥は、令和5年度までは旧行政地区毎に中巨摩地区広域事務組合（八田地区、白根地区、芦安地区）と三郡衛生組合（若草地区、櫛形地区、甲西地区）に分けられ処理されていましたが、令和6年度から市内統一して三郡衛生組合において処理を行っています。処理施設の概要は表5-7のとおりです。

表5-7 し尿処理施設の概要

項目	施設概要
名称	三郡衛生組合 三郡クリーンセンター
所在地	山梨県南アルプス市東南湖1070
構成市町村	南アルプス市、市川三郷町（三珠、市川大門地区）、富士川町（鯉沢、増穂地区）の1市2町
計画処理能力	61kL/日（し尿30%、浄化槽汚泥70%程度）
処理方式	水処理：好気性消化＋一段活性汚泥処理＋沈殿＋消毒 汚泥処理：濃縮→脱水→搬出 臭気処理：酸＋アルカリ洗浄
放流先	河川
放流水質	BOD：20mg/L以下                      SS：50mg/L以下

## 2. 計画の課題と評価

### (1) 生活排水に係る問題点

本市の生活排水は、公共下水道、農業集落排水施設などの集合処理と合併浄化槽による個別処理によって処理されています。

集合処理は、台所や風呂などの生活雑排水もし尿と併せて処理されます。

また、個別処理のうち、合併浄化槽では、生活雑排水・し尿の両方を処理し、単独浄化槽やし尿汲み取り世帯においては、生活雑排水は未処理のまま河川等に放流されています。

このため、公共用水域の水質向上を図るには、生活雑排水の処理を行うことが必要です。

### (2) 生活排水処理施設整備の推進

本市の生活排水クリーン処理率は年々増加の傾向にありますが、目標値を僅かながら下回る推移となっています。目標値を上回るためには、公共下水道への加入や合併処理浄化槽の普及など、生活排水処理施設整備の推進を更に行う必要があります。

## 第6章 生活排水処理基本計画

### 1. 基本方針

本市において、引き続き生活排水の適正処理を確保することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、貴重な自然環境を保全・保護するため、的確な施策の推進に努めることとします。計画の基本方針及び具体的な施策は図6-1のとおりです。

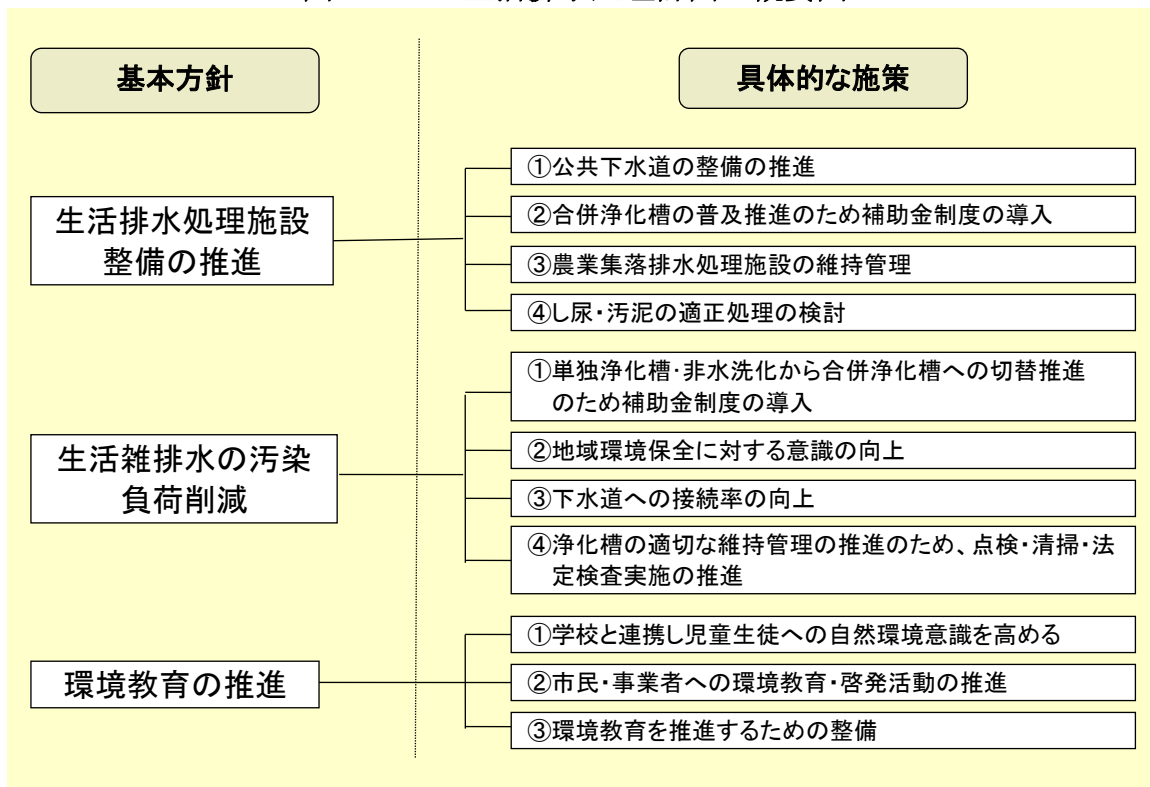
計画の基本方針

- ① 生活排水処理施設整備の推進
- ② 生活雑排水の汚染負荷の削減
- ③ 環境教育の推進

基本方針を行うための具体的な施策

- ① 生活排水処理施設整備の推進のために4つの施策
- ② 生活雑排水の汚染負荷の削減のために4つの施策
- ③ 環境教育の推進のために3つの施策

図6-1 生活排水処理計画の概要図



## 2. 計画の目標設定

### (1) 処理形態別人口の予測

処理形態別人口の過去5年間の実績による、本市における将来の生活排水処理形態別人口の予測は表6-1のとおりです。

生活排水処理施設整備の推進による公共下水道人口、合併浄化槽人口がそれぞれ徐々に増加し、その他人口の減少が予測されます。また、対象地区住民の減少に伴い、農業集落排水施設人口の減少が予測されます。

表6-1 生活排水処理形態別人口の予測 【単位：人】

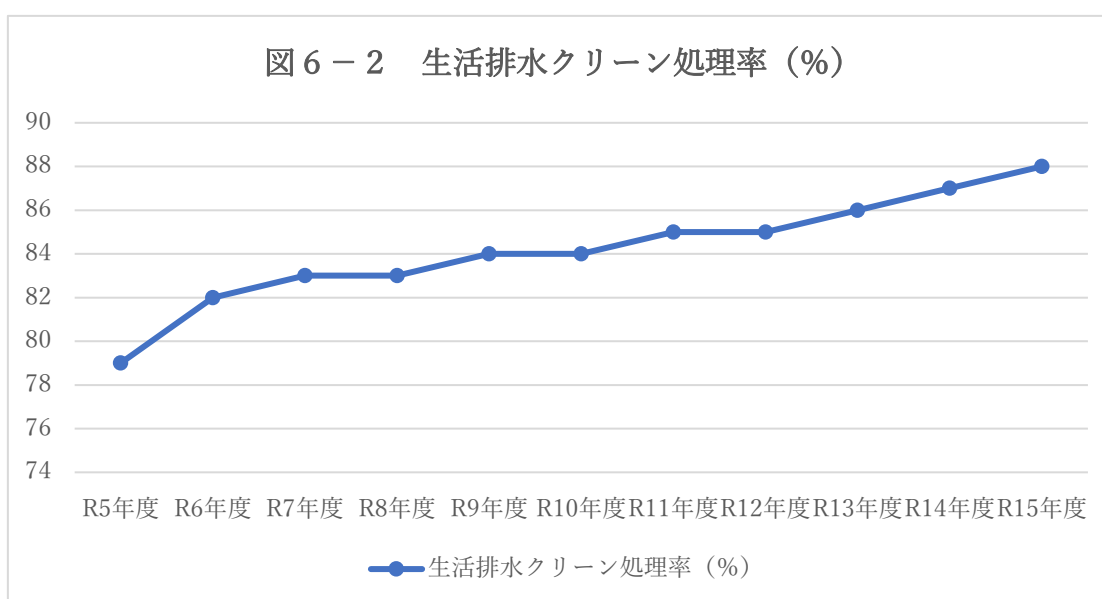
区分	公共下水道	合併浄化槽	農業集落排水施設	その他
令和5年度	40,946	15,089	191	15,337
令和6年度	41,232	15,149	185	12,560
令和7年度	41,521	15,210	178	12,026
令和8年度	41,812	15,271	172	11,615
令和9年度	42,104	15,332	165	11,204
令和10年度	42,399	15,393	159	10,789
令和11年度	42,696	15,455	153	10,371
令和12年度	42,995	15,517	147	9,952
令和13年度	43,296	15,579	140	9,451
令和14年度	43,599	15,641	134	8,947
令和15年度	43,904	15,704	128	8,440

## (2) 生活排水クリーン処理率の予測

本市の今後の生活排水クリーン処理率は表 6-2 及び図 6-2 のとおりです。公共下水道の整備・接続、また、整備に時間を要する地域や集合処理に適さない地域においては、合併浄化槽の設置推進等により、目標年度である令和 15 年度の生活排水クリーン処理率 88%を目標とします。

表 6-2 生活排水クリーン処理率の予測

区 分	計画処理区域内人口 (人)	生活排水処理人口 (人)	生活排水クリーン処理率 (%)
令和 5 年度	71,563	56,226	79
令和 6 年度	69,126	56,566	82
令和 7 年度	68,935	56,909	83
令和 8 年度	68,870	57,255	83
令和 9 年度	68,805	57,601	84
令和 10 年度	68,740	57,951	84
令和 11 年度	68,675	58,304	85
令和 12 年度	68,611	58,659	85
令和 13 年度	68,466	59,015	86
令和 14 年度	68,321	59,374	87
令和 15 年度	68,176	59,736	88



### (3) し尿・汚泥処理量の予測

過去5年間の実績により、本市における将来のし尿・浄化槽汚泥の搬入量の予測は表6-3のとおりです。し尿・浄化槽汚泥の搬入量は年々減少傾向が続いており、目標年度の令和15年度においては、およそ44kL/日となり、現在より徐々に減少する見込みとなります。

表6-3 し尿・浄化槽汚泥搬入量の予測

分 年 末	区	収集量【kL/年】			一日平均
		汲取りし尿	浄化槽汚泥	合計	収集量【kL/日】
令和5年度		272.48	16,451.04	16,723.52	45.82
令和6年度		271.66	16,401.69	16,673.35	45.68
令和7年度		270.85	16,352.48	16,623.33	45.54
令和8年度		270.04	16,303.42	16,573.46	45.41
令和9年度		269.23	16,254.51	16,523.74	45.27
令和10年度		268.42	16,205.75	16,474.17	45.13
令和11年度		267.61	16,157.13	16,424.74	45.00
令和12年度		266.81	16,108.66	16,375.47	44.86
令和13年度		266.01	16,060.33	16,326.34	44.73
令和14年度		265.21	16,012.15	16,277.36	44.60
令和15年度		264.42	15,964.12	16,228.53	44.46

本市は、汲取りし尿・浄化槽汚泥の収集運搬を委託業者4社で行っており、収集したし尿・浄化槽汚泥は中間処理施設である中巨摩地区広域事務組合衛生センターと三郡衛生センターで処理を行っていましたが、令和6年度から市内統一して三郡衛生センターで処理を行っています。三郡衛生センターの計画処理量は61kL/日と本市の収集量に対して、十分な定格処理量の運転を行っています。また、処分方法は、収集した汲取りし尿・浄化槽汚泥を放流水質まで処理し河川放流、汚泥を脱水後場外搬出し、一部堆肥等に有効利用されています。し渣は焼却処理を行っています。

本市では、量的・質的变化及び中間処理施設の処理能力に対応しながら、循環型社会形成推進基本法に沿って、適正な廃棄物の処理を推進しています。

### 3. 目標設定のための具体的な取り組み

#### (1) 生活雑排水の汚染負荷削減

生活雑排水とは、家庭、事業所等の厨房・風呂場・洗濯場等から排出される汚水であり、公共用水域の汚染の大きな要因となっています。これらの生活雑排水による公共用水域の汚染は、生活排水処理施設の整備を推進すれば防げるものばかりではありません。汚濁が進むにつれ処理施設自体にも負担がかかり常に良好な処理を継続することが困難となります。そのため、発生源での汚染負荷を軽減することが重要になります。発生源の対策には、台所における調理くずや廃食用油の回収、食器の水洗い前に汚れをふき取る等がありますが、これには住民の協力と行政の普及啓発活動が不可欠であります。

本市では、市民参加システムの構築により、広報誌、行政自主放送番組、アンケート等の実施により、多くの住民の協力を得る活動を実施しています。

また、合併浄化槽及び単独浄化槽を使用している家庭、事業所等については、浄化槽の適正な維持管理（保守点検・清掃・法定検査）をするよう啓発に努めます。

#### (2) 環境教育の推進

本市では、自然環境の保全・保護について市民の理解と関心をより深めるため、生涯学習ネットワークの整備や広報誌、インターネット等を充実し、市民・事業者が自然環境の保全・保護に取り組むため、必要とされる幅広い情報の提供に努めます。

また、学校と連携した水生生物の観察や施設見学等を児童教育に盛り込み、地域周辺の自然環境の現状を知ると同時に、次世代を担う子供たちへの環境に対する意識啓発を行います。



## 第7章 計画の進行

### 1. 計画の進行管理

本計画の基本目標の達成状況や施策事業の実施状況などについて、次に示したPDCAサイクル（Plan・Do・Check・Action）に基づき進行管理を行います。

進行管理に当たっては、南アルプス市環境審議会への報告を行い、ホームページなどに公表します。

また、国の制度や社会経済情勢など、本計画の推進に当たり、大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。



『第3次一般廃棄物処理基本計画』

- 発行日 令和6年 3月29日
  - 発行者 南アルプス市
  - 編集 南アルプス市 市民部環境課  
〒400-0395 山梨県南アルプス市小笠原376  
TEL 055-282-1111 (代)
- ホームページ <http://www.city.minami-alps.yamanashi.jp/>